

国会

番号: 70/2006/QH11

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

証券法¹

2001年12月25日の第10期第10回国会の2001年国会決議第51号による改正後1992年ベトナム社会主義共和国憲法に基づき;

この法律は証券及び証券市場について定める。

第1章 一般規定

第1条* 調整範囲

この法律は、証券募集活動、上場、証券取引、事業、投資、証券及び証券市場に関する役務について定める。

第2条 適用対象

- ベトナム証券市場における証券投資及び活動に参加するベトナムの組織、個人及び外国の組織、個人。
- 証券活動及び証券市場に関係を有するその他の組織、個人。

第3条 証券法、関係法令及び国際条約の適用

1*. 証券募集活動、上場、証券取引、事業、投資、証券及び証券市場に関する役務は、この法律の規定及び関係法令のその他の規定による。

¹ 2010年法律第62号（62/2010/QH12）による改正後のもの。2010年法律第62号により改正された条文については、斜体、赤字表記とし、条文番号に*（アスタリスク）を付した。2010年法律第62号は2010年11月24日に成立、2011年7月1日から施行された。

2. ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約がこの法律の規定と異なる規定を有する場合には、当該国際条約の規定による。政府は、国際的な統合ロードマップ及びコミットメントに合致した国際条約の実施を具体的に定める。

第4条 証券及び証券市場活動の原則

1. 組織、個人が自由に証券売買、事業及び役務を行う権利を尊重すること。
2. フェア、オープン、透明であること。
3. 投資家の権利、合法的利益を保護すること。
4. リスクについて自己責任を負うこと。
5. 法令の規定を遵守すること。

第5条 証券市場成長政策

1. 国は、各経済セクターに属する組織、個人、各社会階層の人民が投資に参加すること及び成長投資のための中長期的な資金を調達するため証券市場における活動に参加することを奨励し、有利な条件を作る政策を行う。
2. 国は、フェア、オープン、透明、安全かつ効率的な証券市場の活動できるよう管理、監督する政策を行う。
3. 国は、証券市場のインフラストラクチャーの現代化、証券業界の人材育成、証券及び証券市場に関する知識の宣伝、普及に投資する政策を行う。

第6条 用語の解釈

この法律において、以下の各用語は次のとおり理解される：

1. 証券とは、発行組織の財産又は資本に対する保有者の権利及び合法的利益を証する証書である。証券は証書、振替口座簿への記載又は電子データの形で表象され、以下の各種からなる：*

- a) 株券、債券、出資証書；

b) 株式購入権, ワラント, コールオプション, プットオプション, 先物契約, 集合証券及び証券指数;

c) 資本拋出契約;

d) 財務省が定めるその他の証券の種類.

2. 株券とは, 発行組織の株式資本に対する保有者の権利及び合法的利益を証する証券の一種である.

3. 債券とは, 発行組織の借入資本に対する保有者の権利及び合法的利益を証する証券の一種である.

4. 出資証書とは, 公開ファンドの持分に対する投資家の権利及び合法的利益を証する証券の一種である.

5*. 株式購入権とは, 株式会社が発行する証券の一種であり, 所定の条件で新株を購入する権利を既存の株主に与えるものである.

6. ワラントとは, 社債又は優先株券の発行とともに発行される証券の一種であり, 証券保有者が一定期間内に所定の価格で定められた普通株券を購入することができるものである.

7. コール (買い) オプション, プット (売り) オプションとは, 契約上の権利であり, 購入者が一定期間内に所定の価格で所定の証券の購入又は売却を選択できるものである.

8. 先物契約とは, 定められた各種証券, 集合証券又は証券指数を定められた数量及び価格で将来の所定の日に購入又は売却する約束である.

8a*. 資本拋出契約とは, 利益を目的とし, かつ, 他の証券に転換することができる, 投資家と契約当事発行組織の間の現金又は財産を出資する契約である.

9. 大株主とは, 発行組織の議決権付株券数の5%以上を直接又は間接に保有する株主である.

10. 投資家とは, 証券市場における投資に参加するベトナムの組織, 個人及び外国の組織, 個人である.

11. 専門証券投資家とは, 商業銀行, 金融会社, リース会社, 保険事業組織, 証券事業組織である.

12. 証券公募とは, 以下の方式のいずれかによる証券募集である:

a) インターネットを含むマスメディアを通じて行う;

b) 専門証券投資家を除いた100名以上の投資家に証券募集を行う;

c) 不特定多数の投資家に募集を行う。

12a. 証券私募とは、專業証券投資家を除いた100名未満の投資家に、マスメディア又はインターネットを利用せず証券募集を行うことである。*

13. 発行組織とは、証券募集を行う組織である。*

14. 発行引受組織とは、証券発行引受活動を許可された証券会社及び財務省が定める条件で国家証券委員会に債券発行引受を承認された商業銀行である。

15. 公認会計監査組織とは、財務省が定める条件に従い国家証券委員会に会計監査を承認された会計監査会社のリストに属する独立会計監査会社である。

16. 目論見書とは、発行組織の証券の募集又は上場に関する正確で、誠実で、客観的な情報を公開する資料又は電子データである。

17. 証券上場とは、条件を満たした証券を証券取引所又は証券取引センターにおける取引に上げることである。

18. 証券取引市場とは、売買注文及び証券取引を集める場所又は情報交換の形式である。

19. 証券事業とは、証券仲介、自己売買、証券発行引受、証券投資助言、証券保管振替、証券投資ファンドの管理、証券ポートフォリオの管理業務を行うことである。

20. 証券仲介とは、顧客の証券の売買の実行を媒介することである。*

21. 自己売買とは、証券会社が自らのために証券を売買することである。

22. 証券発行引受とは、証券募集に先立ち、販売する、又は分配がされなかった発行組織の証券を取得するために発行組織の証券の一部又は全部を引き受ける手続を行うこと、又は発行組織の証券公募を支援することを発行組織に約束することである。*

23. 証券投資助言とは、投資家に分析結果を提供すること、アナリストレポートを開示すること、及び投資に関して推奨することである。*

24. 証券保管振替とは、証券の預託を受け、保管し、顧客に移転すること、顧客による証券の保有に関する権利の行使を助けることである。

25. 証券登録とは、証券保有者の所有権及びその他の権利を記録することである。

26*. 証券ポートフォリオの管理とは、証券及びその他の資産の売買、保有について投資家の委託を受けて管理することである。

27. 証券投資ファンドとは、証券又は不動産を含むその他の各様の資産への投資から利益を得る目的で投資家の拠出した資金により形成されたファンドであり、投資家がファンドの投資決定を日常的に支配することができないものをいう。

27a*. 不動産投資ファンドとは、主として不動産に投資する証券投資ファンドである。

28. 公開ファンドとは、出資証書の公募を行う証券投資ファンドである。

29. プライベートファンドとは、資金拠出に参加した会員が 30 名を超えず、かつ、会員が法人のみからなる証券投資ファンドである。

30. オープンエンド型ファンドとは、出資証書が公募された公開ファンドであって、投資家の要求に従って換金することができるものである。

31. クローズエンド型ファンドとは、出資証書が公募された公開ファンドであって、投資家の要求に従って換金することができないものである。

32. 内部情報とは、未だ開示されておらず開示されることにより公開会社又は公開ファンドの証券価値に大きな影響を及ぼし得る公開会社又は公開ファンドに関する情報である。

33. 内部者:

a) 公開会社の取締役、監査役、社長又は総社長、副社長又は副総社長；公開ファンドの役員；

b) 公開会社、公開ファンドの大株主；

c) 公開会社、公開ファンドの財務報告書の会計監査を行う者；

d) 公開会社、公開ファンドの内部情報にアクセスし得るその他の者；

d) 証券会社、証券投資ファンド管理会社及び会社の証券営業者；

e) 公開会社、公開ファンドと事業協力、役務提供の関係を有する組織、個人及び当該組織に勤務する個人；

g) この項 a 号、b 号、c 号、d 号、d 号及び e 号に定める対象者から直接又は間接に内部情報を入手した組織、個人。

34. 関係者とは、互いに以下の場合の関係を有する個人又は組織である:

- a) 個人の父, 養父, 母, 養母, 配偶者, 子, 養子, 兄弟姉妹;
- b) 従業員, 社長又は総社長, 議決権付流通株券総数の 10%以上の保有者である個人のいる組織;
- c) その組織の取締役, 監査役, 社長又は総社長, 副社長又は副総社長及びその他の管理職;
- d) 他の者を直接的にあるいは間接的に支配する又はその者に支配される, 又はその者とともに同一の者の支配を受ける関係にある者;
- d) 親会社, 子会社;
- e) ある者が他方の者の代理人である契約関係.

第 7 条 証券及び証券市場に関する国家管理

1. 政府は, 証券及び証券市場に関する国家管理を統括する.
2. 財務省は, 証券及び証券市場に関する国家管理の実施について政府に対し責任を負い, かつ, 以下の任務, 権限を有する:
 - a) 証券市場の発展戦略, 企画, 政策の策定を政府, 政府首相に上程する;
 - b) 権限を有する機関に証券及び証券市場に関する法規範文書の制定を上程するあるいは権限により制定する;
 - c) 国家証券委員会による証券市場の発展戦略, 企画, 政策及び証券及び証券市場に関する管理及び監督活動のための政策, 制度の実施を指導する.
3. 各省, 省同格機関は, 自らの任務, 権限の範囲において財務省による証券及び証券市場に関する国家管理の実施に協力する責任を有する.
4. 各級人民委員会は, 自らの任務, 権限の範囲において地方における証券及び証券市場に関する国家管理を実施する責任を有する.

第 8 条 国家証券委員会

1. 国家証券委員会は財務省に所属する機関であり, 以下の任務, 権限を有する:

a) 証券活動及び証券市場に関する許可書, 証明書の発給, 延長, 回収; 証券活動及び証券市場に関する変更を承認する;

b) 証券取引所, 証券取引センター, 証券保管振替センター及び支援組織の管理, 監督活動; 投資家の権利及び合法的利益に影響を生じる兆候がある場合においては, 証券取引所, 証券取引センター, 証券保管振替センターの取引活動, 保管振替活動を差し止める;

c) 証券活動及び証券市場における検査, 監督, 行政違反処罰及び不服申立て, 告発の解決;

d) 証券活動及び証券市場に関する統計の作成, 予測; 証券及び証券市場の分野における情報技術の現代化;

d) 証券分野の幹部, 公務員, 職員の育成, 養成に係る諸機関, 組織と協力する; 証券及び証券市場に関する知識を公衆に広める;

e) 証券及び証券市場に関する業務規則及び関係書式を指南する;

g) 証券及び証券市場の分野における国際協力を実施する.

2. 国家証券委員会の組織, 管理, 執行機関は政府が定める.

第9条 禁止行為

1. 不正, 詐欺, 不実の情報の作出又は必要な情報の省略を直接的に, 又は間接的に行い, 証券公募活動, 上場, 証券取引, 事業, 投資, 証券及び証券市場役務に影響する重大な誤解を生じること.

2. 証券の売買を教唆扇動するために虚偽の情報を開示する又は市場における証券価格に大きな影響を生じることについて遅滞なく, 完全な情報を開示しない.

3. 自ら又は他人のために内部情報を利用して証券を売買する; 内部情報を漏洩, 提供する, 又は内部情報に基づいて他人に証券の売買を助言する.

4. 架空の需給を創出するために通謀して証券の売買を行う; 証券価格を操作するために他人と共謀し, 又は教唆して継続的に売買を行わせる形で証券を取引する; 証券価格を操作するためのその他の取引方法を併用, 又は利用する.

5*. 国家証券委員会の許可又は承認なく証券事業業務を行う.

第 2 章 証券公募

第 10 条 証券額面価格

1. ベトナム社会主義共和国領内において公募される証券は、ベトナムドン建てとする。

2. 初回に公募される株券、出資証券の額面価格は、1 万ベトナムドンである。公募債券の額面価格は、10 万ベトナムドンと 10 万ベトナムドンの倍数である。

第 10a 条* 証券私募

1. 公開会社でない発行組織の証券私募は、企業法の規定及び関係法令のその他の規定による。

2. 公開会社の証券私募の条件は以下からなる：

a) 株主総会又は取締役会が募集及び募集により得た資金の使用計画の採択を決定した；対象、投資家の数を特定した；

b) 募集の完了した日から少なくとも 1 年、私募株式、社債の譲渡は、制限される。但し、会社労働者の選択プログラムによる私募、個人による専門証券投資家への募集証券の譲渡、専門証券投資家間の証券譲渡、裁判所の決定又は法定相続による場合はこの限りでない；

c) 株式、転換社債の私募は、少なくとも 6 か月の間隔を空けなければならない。

3. 政府は、証券私募の書類、手続を具体的に定める。

第 11 条 証券公募形式

1. 証券公募形式には、初回証券公募、追加株式又は株式購入権の公募及びその他の形式が含まれる。

2. 政府は、証券公募形式を具体的に定める。

第 12 条 証券公募条件

1. 株券公募条件は、以下からなる：

a) 企業が募集登録の時点において会計帳簿上の払込済定款資本を 100 億ベトナムドン以上有する；

b) 募集登録の前年度の事業活動が黒字であり、同時に募集登録の年までに累損がないこと;

c) 発行計画及び募集により調達した資金の使用計画が株主総会によって採択される。

d) 証券公募登録公開会社は、株主総会によって採択された募集が終了した日から1年以内に証券を取引所取引に置くことを約束する。*

2. 社債公募条件は以下からなる:

a) 企業が募集登録の時点において会計帳簿上の払込済定款資本を100億ベトナムドン以上有する;

b) 募集登録の前年度の事業活動が黒字であり、同時に募集登録の年までに累損がないこと、1年以上遅滞にある債務がないこと;

c) 発行計画、募集により調達した資金の使用及び償還計画が取締役会又は社員総会又は会社所有者に採択される;

d) 発行条件、支払条件、投資家の権利及び合法的利益の保障条件及びその他の条件に関する投資家に対する発行組織の義務を履行することを約束する。

3. 出資証書公募条件:

a) 募集登録される出資証書の総額が500億ベトナムドン以上である;

b) この法律の規定に則った発行計画及び出資証書の募集により得た資金の投資計画がある。

4. 政府は、株式会社に転換される国有企業、外資企業、インフラストラクチャー又はハイテク分野で新設された企業の証券公募; 外国における証券募集の条件及びその他の具体的な場合を定める。

第13条 証券公募登録

1. 証券公募を行う発行組織は国家証券委員会に登録しなければならない。

2. 以下の場合は証券公募を登録しなくてもよい:

a) ベトナム政府債の募集;

b) ベトナム政府の承認を受けた国際金融機関の債券の募集;

c) 株式会社に移行する国有企業の株券の公募;

d) 裁判所の判決, 決定による証券の売却又は破産若しくは支払不能の場合における資産管理者又は受領者による証券の売却.

第 14 条 証券公募登録書類

1. 株券公募登録書類は, 以下を有する:

- a) 株券公募登録証明書;
- b) 目論見書;
- c) 発行組織の定款;

d) 発行計画及び調達した資金の使用計画を採択した株主総会の決定及び証券を証券取引市場取引に置く約束;*

d) 発行引受約束 (あれば).

2. 社債公募登録書類は, 以下を有する:

- a) 社債公募登録証明書;
- b) 目論見書;
- c) 発行組織の定款;

d) 発行計画, 社債公募により調達した資金の使用及び償還計画を採択した取締役会又は社員総会又は会社所有者の決定;

d) 発行条件, 支払条件, 投資家の権利及び合法的利益の保障条件及びその他の条件に関する投資家に対する発行組織の義務を履行する約束;

e) 発行引受約束 (あれば).

3. 出資証券公募登録書類は, 以下を有する:

- a) 出資証券公募登録証明書;
- b) 目論見書;
- c) 証券投資ファンド定款案;
- d) 保管銀行と証券投資ファンド管理会社との間の保管受託契約;

d) 発行引受約束 (あれば).

4. 株券, 社債公募登録書類には, 書類を採択した取締役会又は社員総会又は会社所有者の決定を添付しなければならない. 信用組織の証券公募については, 書類はベトナム国家銀行の承認文書を必要とする.

5. 証券公募登録書類の一部又は全部が関係ある組織, 個人によって確認された場合には, 発行組織は, 当該組織, 個人の確認文書を国家証券委員会に送付しなければならない。

6. 書類の情報は, 正確, 誠実であり, 誤解を生じるものでなく, かつ, 投資家の投資決定に重大な影響を及ぼす内容を完全に備えなければならない。

7. 財務省は, 株式会社に転換される国有企業, 外資企業, インフラストラクチャー又はハイテク分野で新設された企業; 外国における証券募集についての証券公募登録書類及びその他の具体的な場合について具体的に定める。

第 15 条 目論見書

1. 株券, 社債公募について, 目論見書は以下の内容からなる:

a) 組織機関のモデル, 事業活動, 資産, 財務状況, 取締役会又は社員総会又は会社所有者, 社長又は総社長, 副社長又は副総社長及び株主構成(あれば)からなる発行組織に関する概略;

b) 募集条件, 各リスク要因, 証券発行の翌年度の予定利益及び配当計画, 発行計画及び募集により得た資金の使用計画からなる募集及び募集証券に関する情報;

c) この法律第 16 条に定める直近 2 年間の発行組織の財務報告書;

d) 目論見書雛型に定められたその他の情報。

2. 出資証書の公募については, 目論見書は以下の内容からなる:

a) 証券投資の種類及び規模;

b) 証券投資ファンドの投資目標, 投資戦略, 投資方法及び過程, 投資制限, 各リスク要因;

c) 証券投資ファンド定款案の基本内容の要約;

d) 出資証書の発行計画及び証券投資ファンドへの投資参加を手引きする情報;

d) 証券投資ファンド管理会社, 保管銀行に関する概略及び証券投資ファンド管理会社及び保管銀行の関係者との取引に関する規定;

e) 目論見書雛型に定められたその他の情報。

3. 目論見書の署名:

a) 株券, 社債公募において目論見書は発行組織の取締役会, 社員総会の会長又は会社の会長, 社長又は総社長, 財務担当役員又は会計主任及び発行保証組織又は主たる発行保証組織の法定代表者 (あれば) の署名がなければならない。代理による書名は, 委任状を必要とする;

b) 出資証書の公募については, 目論見書には証券投資ファンド管理会社の取締役会, 社員総会の会長又は会社の会長, 社長又は総社長及び発行引受組織 (あれば) の法定代表者の署名がなければならない。代理による書名は, 委任状を必要とする。

4. 財務省は目論見書雛型を制定する。

第 16 条 財務報告書

1. 財務報告書は, 貸借対照表, 損益計算書, キャッシュフロー計算書及び財務報告書注記からなる。

2. 発行組織が親会社である場合には, 発行組織は, 会計に関する法令の規定に従い連結財務報告書を提出しなければならない。

3. 年次財務報告書は, 公認会計監査組織による会計監査を受けなければならない。

4. 書類が 3 月 1 日より前に提出される場合には, 当初の書類における前年の年次財務報告書は, 会計監査を受けていない報告書であってもよい。但し, 直前の 2 年の会計監査を受けた財務報告書がなければならない。

5. 直近の財務報告書の会計期間の末日が適式な証券公募登録書類を国家証券委員会に送付すべき時点から 90 日を過ぎる場合には, 発行組織は, 直近月又は四半期を補充する財務報告書を作成しなければならない。

第 17 条 証券公募登録書類に関する組織, 個人の責任

1. 発行組織は証券公募登録書類の正確性, 誠実性, 完全性について責任を負わなければならない。

2. 発行コンサルティング組織, 発行引受組織, 公認会計監査組織, 会計監査報告書の署名者及び書類を確認した全ての組織, 個人は, 証券公募登録書類に係る範囲で責任を負わなければならない。

第 18 条 証券公募登録書類の修正, 補充

1. 証券公募登録書類が審査されている間に正確でない情報又は法令の規定に従い書類が有すべき重要な内容の省略が発見された, 又は誤解を惹起し得る事項について説明が必要である認められるときは, 発行組織は書類を修正, 補充する義務を有する.

2. 書類の審査にあたって, 国家証券委員会は開示された情報が正確で, 誠実で, 完全であることを確保し, 投資家の権利及び合法的利益を保護するため発行組織に証券公募登録書類の修正, 補充を求めることができる.

3. 国家証券委員会が証券公募証明書を発給した後に証券公募登録書類に係る重要情報が発生したときは, 7日以内に, 発行組織は, この法律 20 条 3 項に定める方式によって発生した情報を開示し, かつ, 書類の修正, 補充を行わなければならない.

4. 国家証券委員会に送付される修正補充文書には, 証券公募書類に署名した者又はその者と同一の職位にある者の署名がなければならない.

5. この条第 1 項及び第 2 項に定める場合における書類の審査期間は, 国家証券委員会が修正補充文書を受領した日から計算される.

第 19 条 証券公募前の情報

国家証券委員会が証券公募登録書類を審査している間においては, 発行組織, 発行引受組織及び関係を有する組織, 個人は, 正確, かつ, 誠実に, 国家証券委員会に送付された目論見書の情報のみをマーケティングに用いることができ, 予定される発行日及び証券の売価に関する情報を明記しなければならない. マーケティングは, マスメディアにより行うことができない.

第 20 条 証券公募登録の効力

1. 適式な書類を受理した日から 30 日以内に国家証券委員会は審査し, かつ, 証券公募証明書を発給する. 拒否する場合には, 国家証券委員会は書面により回答し, かつ, 理由を明記しなければならない.

2. 国家証券委員会の証券公募証明書は, 証券公募登録書類が法令の定める条件, 手続を満たすことを確認する文書である.

3. 証券公募証明書が発効した日から 7 日以内に、発行組織は、3 日間連続で電子新聞又は新聞に発行通知書を開示しなければならない。

4. この条第 3 項に定める開示の後でなければ証券の公募は行うことができない。

第 21 条 証券分配

1. 証券分配は、発行組織により発行通知書に記載された場所において開示された証券公募書類の目論見書に購入者がアクセスできることが保障された後でなければ行うことができない。

2. 発行組織、発行引受組織又は代理組織は、フェアかつオープンに証券を分配しなければならない、かつ、少なくとも 20 日間の購入登録の期間を投資家に保障しなければならない；この期限は発行通知書に記載されなければならない。

購入登録された証券の数量が発行可能な証券の数量を超過する場合には、発行組織又は発行引受組織は、各投資家の購入登録の比率に応じて投資家に発行可能な証券を全て分配しなければならない。

3. 証券の購入代金は、募集が完了し、かつ、国家証券委員会に報告がなされるまでに銀行のエスクロー口座に送金されなければならない。

4. 発行組織は、証券公募証明書が発効した日から 90 日以内に証券の分配を完了しなければならない。発行組織がこの期間に公募証券の分配を完了できない場合には、国家証券委員会は、証券分配の期限を延長することを検討する。但し、30 日を過ぎてはならない。

複数の募集が登録される場合においては、前後の募集の間隔が 12 か月を超えてはならない。

5. 発行組織又は発行引受組織は、募集が終了した日から 10 日以内に国家証券委員会に募集の結果を報告しなければならない、募集により得た資金に関しエスクロー口座が置かれている銀行の確認書を添付しなければならない。

6. 発行組織、発行引受組織又は代理組織は、募集が終了した日から 30 日以内に証券又は証券所有権証明書を購入者に移転しなければならない。

第 22 条 証券公募の停止

1. 国家証券委員会は、以下の場合に 60 日間まで証券公募を停止することができる:

a) 証券公募登録書類に虚偽の情報、投資決定に影響し、かつ、投資家に損害を惹起し得る重要な内容の省略を発見したとき;

b) 証券分配がこの法律第 21 条の規定通りに行われない。

2. 証券公募が停止させられた日から 7 日以内に、発行組織は、証券公募の停止をこの法律第 20 条 3 項に定める方式で開示しなければならない、かつ、投資家の請求があれば発行された証券を回収し、同時に請求を受けた日から 15 日以内に代金を投資家に払い戻さなければならない。

3. 証券公募の停止をもたらした過誤が解消されたときは、国家証券委員会は、停止を取り消し証券募集を再開する通知文書を発する。

4. 停止の取消が通知された日から 7 日以内に、発行組織は、この法律第 20 条 3 項に定める方式で停止の取消を開示しなければならない。

第 23 条 証券公募の取消

1. この法律第 22 条 1 項に定める停止の期限を過ぎても証券公募の停止をもたらした過誤が解消されないときは、国家証券委員会は、募集を取り消し、当該証券の売却を禁じる。

2. 証券公募が取り消された日から 7 日以内に、発行組織は、この法律第 20 条 3 項に定める方式で証券公募の取消を開示しなければならない、かつ、発行された証券を回収し、同時に募集が取り消された日から 15 日以内に投資家に現金を払い戻さなければならない。この期限を過ぎたときは、発行組織は、投資家に約した条項に従い投資家に損害を賠償しなければならない。

第 24 条 発行組織の義務

1. 株券公募を完了した発行組織は、公開会社となり、この法律第 27 条 2 項に定める公開会社の義務を履行しなければならない。証券公募登録書類は公開会社書類を兼ねることができ、発行組織はこの法律第 26 条 1 項に定める公開会社書類を国家証券委員会に提出しなくてもよい。*

公開会社である発行組織は、この法律第 12 条 1 項 d 号に定める取引所証券取引市場に募集証券を上げることを約束しなければならない。

2. 社債公募を完了した発行組織は、この法律第 102 条に定める情報開示義務を遵守しなければならない。

第 3 章 公開会社

第 25 条 公開会社

1. 公開会社は以下の 3 つのタイプのいずれかに該当する株式会社である:

- a) 株券公募を行った会社;
- b) 証券取引所又は証券取引センターに上場された株券を有する会社;
- c) 専業証券投資家を含まない 100 名以上の投資家に株券を保有されており 100 億ベトナムドン以上の払込済定款資本を有する会社.

2. この条第 1 項 c 号に規定される株式会社は公開会社となった日から 90 日以内にこの法律第 26 条 1 項に定める公開会社書類を国家証券委員会に提出しなければならない。

第 26 条 公開会社書類

1. 公開会社書類は、以下からなる:

- a) 会社定款;
- b) 会社の事業登録証明書の写し;
- c) 事業組織のモデル, 管理機関及び株主構成に関する概略;
- d) 直近年度の財務報告書.

2. 適式な書類を受理した日から 7 日以内に、国家証券委員会は名称、事業内容及び公開会社に関係するその他の情報を国家証券委員会の情報手段上で開示する責任を有する。

第 27 条 公開会社の権利及び義務

1. 公開会社は企業法の規定及び関係法令の異なる規定による権利を有する。

2. 公開会社は以下の義務を有する:

- a) この法律第 101 条の規定による情報開示;
- b) この法律第 28 条に定めるコーポレート・ガバナンス原則の遵守;
- c) この法律第 52 条及び第 53 条に定める証券保管振替センターにおける登録, 集中証券保管振替;
- d) 企業法の規定及び関係法令の異なる規定によるその他の義務.

第 28 条* 公開会社のガバナンス

1. 公開会社のガバナンスはこの法律, 企業法の規定及びに關係法令の異なる規定に従わなければならない.
2. 公開会社のガバナンス原則は以下からなる:
 - a) 合理的なガバナンス機構を保障する; 取締役会, 監査役会の効率的な活動を保障する;
 - b) 株主, 関係者の権利を保障する;
 - c) 株主の公正な取扱いを保障する;
 - d) 会社のあらゆる活動をオープン, 透明にする.
3. 財務省はこの条を具体的に定める.

第 29 条 大株主の保有に関する報告

1. 公開会社の大株主となる組織, 個人は大株主となった日から 7 日以内に公開会社, 国家証券委員会及び当該公開会社の株券の上場先の証券取引所又は証券取引センターに報告しなければならない.
2. 大株主の保有に関する報告は以下の内容からなる:
 - a) 組織である大株主について, 名称, 所在地, 事業分野, 業種; 個人である大株主について, 氏名, 年齢, 国籍, 居所, 職業;
 - b) 組織, 個人が保有する又はその他の組織, 個人とともに保有する株券の数量及び流通株券総数に占める百分率.
3. この条第 2 項に定める報告における上記の情報に重大な異動が生じた又は 1 の種類の流通株券総数の 1%を超える保有株式数に関する異動があったときは, 上記の異動が生じた日から 7 日以内に, 大株主は, 修正補充報告書を公開会社, 国家証券委員会及び株券の上場先の証券取引所又は証券取引センターに提出しなければならない.

4. この条第1項、第2項及び3項の規定は、発行組織の議決権付株券数の5%以上を保有する関係者のグループにも適用される。

第30条 公開会社による自社の株券の買取り

1. 証券取引所又は証券取引センターに上場された株券を有しない公開会社が自社の株券を買い取る時は、企業法第90条、第91条及び第92条の規定に従わなければならない。

2. 証券取引所又は証券取引センターに上場された株券を有する公開会社が自社の株券を買い取る時は、遅くとも買取りを行う7日前までに買取りに関する情報を開示しなければならない。情報は以下の内容からなる：

- a) 買取りの目的；
- b) 買い取る株券数；
- c) 買取りの資金源；
- d) 実施期間。

公開会社による自社の株券の買取り、買い取られた株券の売出しは、財務省の決定に従い行われる。

第31条 不公正取引に対する利益の回収

1. 公開会社は、公開会社の取締役、社長又は総社長、副社長又は副総社長、財務、会計責任者及び管理機関におけるその他の管理者が購入又は売却した日から6か月以内に証券を売買することにより得た全ての利益を回収することができる。

2. 公開会社及び会社の株主は、この条第1項に定める不公正取引から得た利益の回収を裁判所に訴えることができる。

第32条* 公開買付

1. 以下の場合は公開買付を行わなければならない：

a) ある公開会社、クローズエンド型ファンドの流通株券、出資証券の25%以上を保有することになる議決権付株券、クローズエンド型ファンドの出資証券を買い付ける；

b) ある公開会社, クローズエンド型ファンドの議決権付株券, 出資証券の 25%以上を保有している組織, 個人及び関係者がさらに 10%以上の公開会社, クローズエンド型ファンドの流通している議決権付株券, 出資証券を購入する;

c) ある公開会社, クローズエンド型ファンドの議決権付株券, 出資証券の 25%以上を保有している組織, 個人及び関係者が前回の公開買付が終了した日から 1 年以内にさらに公開会社, クローズエンド型ファンドの議決権付株券の 5%から 10%未満を購入する.

2. 以下の場合には公開買付を行わなくてもよい:

a) 公開会社の株主総会, 役員会が採択した発行計画に従い株券, 出資証券を購入し, ある公開会社, クローズエンド型ファンドの議決権付株券, 出資証券の 25%以上を保有することになる;

b) ある公開会社, クローズエンド型ファンドの議決権付株券, 出資証券の 25%以上を保有することになる議決権付株券, 出資証券の譲受であって, 公開会社の株主総会, 役員会により採択された;

c) 親子会社として組織された企業内の会社間の株券の移転;

d) 株券の寄付, 贈与, 相続;

d) 裁判所の決定による資金の移転;

e) 財務省が決定するその他の場合.

3. 政府は公開会社の株券, クローズエンド型ファンドの出資証券の公開買付を具体的に定める.

第 4 章 証券取引市場

第 33 条 証券市場開設行為

1*. 証券取引所は証券取引所における上場条件を満たす各種証券の証券市場を開設する; その他の種類の証券の取引市場の開設は政府の決定による.

2. 証券取引センターは証券取引所における上場条件を満たさない発行組織の証券の証券市場を開設する.

3. 証券取引所, 証券取引センターのほかにはいかなる組織, 個人も証券市場を開設することはできない。

4*. 証券取引所は, 政府首相の決定により外国の証券取引所と合同することができる。

第 34 条 証券取引所, 証券取引センターの組織及び活動

1. 証券取引所, 証券取引センターは, この法律の規定により有限責任会社又は株式会社の形態で設立され活動する法人である。

2. 政府首相は, 財務大臣の提議をうけ証券取引所, 証券取引センターの設立, 解散, 組織機構, 保有形式の変更を決定する。

3. 証券取引所, 証券取引センターは, 証券取引所, 証券取引センターにおける上場証券取引活動を組織し, かつ, 監督する機能を有する。

4. 証券取引所, 証券取引センターの活動は, この法律及び証券取引所, 証券取引センターの定款の規定を遵守しなければならない。

5. 証券取引所, 証券取引センターは, 国家証券委員会の管理及び監督を受ける。

第 35 条 証券取引所, 証券取引センターの管理, 執行機関

1. 証券取引所, 証券取引センターは, 取締役会, 社長, 副社長及び監査役会を有する。

2. 証券取引所, 証券取引センターの取締役会の会長, 社長は, 取締役会の提議をうけ, 国家証券委員会委員長の意見を聴取したうえで財務大臣が認可する。

3. 取締役会, 社長, 副社長及び監査役会の権限及び任務は, 証券取引所, 証券取引センターの定款に定められる。

第 36 条 証券取引所, 証券取引センターの定款

1. 証券取引所, 証券取引センターの定款は, 証券取引所, 証券取引センター取締役会の提議をうけ, 国家証券委員会委員長の意見を聴取したうえで財務省の認可を受ける。

2. 証券取引所, 証券取引センターの定款は, 以下の主な内容を有する:

- a) 名称, 所在地;
- b) 活動目標;
- c) 定款資本; 増資, 減資又は定款資本の譲渡の方式;
- d) 発起株主又は出資社員又は所有者の名称, 住所及び基本情報;
- d) 発起株主又は出資社員の持分又は株主数及び持分の価額;
- e) 法定代表者;
- g) 管理組織機構;
- h) 出資社員又は株主の権利及び義務;
- i) 取締役会, 社長, 副社長及び監査役会の権限及び任務;
- k) 証券取引所, 証券取引センターの決定を採択する手続;
- l) 定款を修正, 補充する手続;
- m) 適用される会計, 会計監査制度;
- n) 基金の設立, 基金の使用の仕組み; 利益の使用, 損失の処理の原則及びその他の財務制度;
- o) 内部紛争解決原則.

第 37 条 証券取引所, 証券取引センターの権限

1. 国家証券委員会の承認を受けた上で証券上場, 証券取引, 情報開示及び取引会員に関する規程を制定する.
2. 証券取引所, 証券取引センターにおける証券取引活動を組織及び調整する.
3. 投資家保護のため必要な場合における証券取引所, 証券取引センターの証券取引規程による証券取引の休止, 停止又は廃止する.
4. 証券上場の承認, 廃止及び証券取引所, 証券取引センターにおける上場組織の証券上場の条件の維持を監督する.
5. 取引会員資格の承認, 取消; 証券取引所, 証券取引センターにおける取引会員の証券取引活動を監督する.
6. 上場組織, 証券取引所, 証券取引センターにおける取引会員の情報開示活動を監督する.
7. 市場及び証券上場に関係する情報を提供する.

8. 証券取引活動に関係する紛争が発生したとき、取引会員の求めにより調停する。

9. 財務省の規定に従い手数料を徴収する。

第 38 条 証券取引所、証券取引センターの義務

1. 市場における証券取引活動がフェアで、オープンに、秩序立って、かつ、効率的に行われることを保障する。

2. 法令の規定に従い会計、会計監査、計算制度、財務義務を実行する。

3. この法律第 107 条の規定により情報開示を行う。

4. 証券及び証券市場に関する法令に違反する行為の調査及び予防の作業にあたって権限を有する国家機関に情報を提供し、かつ、協調する。

5. 証券及び証券市場に関する知識の投資家への宣伝、普及の作業を協調して行う。

6. 証券取引所、証券取引センターが取引会員に損害を与えた場合は、取引会員に損害を賠償する。但し、不可抗力の場合はこの限りでない。

第 39 条 取引会員

1. 証券取引所、証券取引センターにおける取引会員は、証券取引所、証券取引センターにより取引会員として承認された証券会社である。

2. 証券取引所、証券取引センターにおける取引会員となる条件、手続は、証券取引所、証券取引センターの取引会員規程に定められる。

3. 取引会員は以下の権利を有する：

a) 取引システム及び証券取引所、証券取引センターが提供する役務を利用する；

b) 証券取引所、証券取引センターから証券取引市場に関する情報を受け取る；

c) 取引会員の証券取引活動に関係する紛争があるとき、証券取引所、証券取引センターに調停を申し立てる；

d) 証券取引所、証券取引センターの活動に関係する事項を提案及び勧告する；

d) 証券取引所, 証券取引センターの取引会員規程に定められるその他の権利.

4. 取引会員は以下の義務を有する:

a) この法律第 71 条に定める義務を遵守する;

b) 証券取引所, 証券取引センターの監督を受ける;

c) 会費, 取引手数料及び財務省の決定によるその他のサービス料を納付する;

d) この法律第 104 条及び証券取引所, 証券取引センターの情報開示規程の定める情報を開示する;

d) 必要がある場合には, 証券取引所, 証券取引センターの要請を受けて他の取引会員を支援する;

e) 証券取引所, 証券取引センターの取引会員規程に定められるその他の義務.

第 40 条 証券上場

1. 証券取引所, 証券取引センターに証券を上場した発行組織は, 資本金, 事業活動及び財務能力, 株主又は証券保有者数に関する条件を満たさなければならない.

2. 上場書類を提出した発行組織は, 上場書類の正確性, 誠実性, 完全性について責任を負わなければならない. 上場コンサルティング組織, 公認会計監査組織, 会計監査報告書の署名者及び上場書類を確認した全ての組織, 個人は, 上場書類に係る範囲で責任を負わなければならない.

3. 政府はベトナムの証券取引所, 証券取引センターにおけるベトナムの発行組織, 外国の発行組織の証券上場の条件, 書類, 手続を定める; 外国証券取引所におけるベトナムの発行組織の証券上場の条件, 書類, 手続を定める.*

第 41 条 証券取引

1. 証券取引所における証券取引:

a) 証券取引所は, 集中注文照会方式及び証券取引所の証券取引規程が定めるその他の取引方式により上場証券の取引を行わせる.

b) 証券取引所の上場証券は、証券取引所外で取引することができない。但し、証券取引所の証券取引規程が定める場合はこの限りでない。

2. 証券取引センターにおける証券取引:

a) 証券取引センターは、約定方式及び証券取引センターの証券取引規程が定めるその他の取引方式により上場証券の取引を行わせる。

b) 証券取引センターの上場証券は、証券取引センターの証券取引規程に従い証券取引センターの取引会員である証券会社において取引される。

3. 証券取引所、証券取引センターによる新種の証券の取引の開設、取引方式の更新、新型の取引システムの導入は、国家証券委員会の承認を受けなければならない。

第 5 章 証券登録、保管振替、清算及び決済

第 42 条 証券保管振替センターの組織及び活動

1. 証券保管振替センターは、この法律の規定により有限責任会社又は株式会社の形態で設立され活動する法人である。

2. 政府首相は、財務大臣の提議をうけ証券保管振替センターの設立、解散、組織機構、保有形式の変更を決定する。

3. 証券保管振替センターは、証券登録、保管振替、清算及び決済活動を組織し、監督する。

4. 証券保管振替センターの活動は、この法律及び証券保管振替センターの定款の規定を遵守しなければならない。

5. 証券保管振替センターは、国家証券委員会の管理及び監督を受ける。

第 43 条 証券保管振替センターの管理、執行機関

1. 証券保管振替センターは、取締役会、社長、副社長及び監査役会を有する。

2. 証券保管振替センターの取締役会の会長、社長は、取締役会の提議をうけ、国家証券委員会委員長の意見を聴取したうえで財務大臣が認可する。

3. 取締役会、社長、副社長及び監査役会の権限及び任務は、証券保管振替センターの定款に定められる。

第 44 条 証券保管振替センターの定款

1. 証券保管振替センターの定款は、取締役会の提議をうけ、国家証券委員会委員長の意見を聴取したうえで財務省の認可を受ける。

2. 証券保管振替センターの定款は、以下の主な内容を有する：

- a) 名称、本店、支店の住所；
- b) 活動目標；
- c) 定款資本；増資、減資又は定款資本の譲渡の方式；
- d) 発起株主又は出資社員又は所有者の名称、住所及び基本情報；
- d) 発起株主又は出資社員の持分又は株主数及び持分の価額；
- e) 法定代表者；
- g) 管理組織機構；
- h) 出資社員又は株主の権利及び義務；
- i) 取締役会、社長、副社長及び監査役会の権限及び任務；
- k) 証券保管振替センターの決定を採択する手続；
- l) 定款を修正、補充する手続；
- m) 適用される会計、会計監査制度；
- n) 基金の設立、基金の使用の仕組み；利益の使用、損失の処理の原則及びその他の財務制度；
- o) 内部紛争解決原則。

第 45 条 証券保管振替センターの権限

1. 国家証券委員会の承認を受けた上で証券登録、保管振替、清算及び決済規程を制定する。

2. 保管振替会員資格の承認, 取消; 証券保管振替センターの規程による保管振替会員の規定の遵守を監督する.
3. 証券登録, 保管振替, 清算及び決済役務及び顧客の求めによる証券保管振替に関係あるその他の役務を提供する.
4. 財務省の規定に従い手数料を徴収する.

第 46 条 証券保管振替センターの義務

1. 証券登録, 保管振替, 清算及び決済活動のための施設, 技術インフラを確保する.
2. 各業務に活動及びリスク管理の規則を作成する.
3. 顧客の財産を分別管理する.
4. 義務を履行しなかったために顧客の合法的利益に損害を惹起した場合には, 顧客に損害を賠償する. 但し, 不可抗力の場合はこの限りでない.
5. 証券預託者又は証券保有者の利益のために活動する.
6. 会計, 計算に関する法令の規定に従い証券登録, 保管振替, 清算及び決済に関するデータベースを保護し, かつ, 原証憑を保管する措置を講じる.
7. 活動の過程における技術的事故, 従業員の不注意により顧客に生じた損失を補填するため業務リスク防止基金を積み立てる. 業務リスク防止基金は, 財務省の規定に従い業務収入から積み立てられる.
8. 公開会社, 発行組織の請求に応じ, 顧客の証券保有に係る情報を提供する.
9. 法令の規定に従い会計, 会計監査, 計算制度, 財務義務を実行する; 財務省の規定に従い証券保管振替活動に関する報告制度を実行する.
10. 本店, 保管振替活動を登録した支店における保管振替, 決済活動に関して責任を負う.

第 47 条 保管振替会員

1. 保管振替会員は、国家証券委員会から証券保管振替活動登録証明書の発給を受け、かつ、証券保管振替センターに保管振替会員として承認された、ベトナムで活動する証券会社、商業銀行である。

2. 保管振替会員は以下の権利を有する：

- a) 顧客に保管振替及び証券取引の決済役務を提供する；
- b) 財務省の規定に従い手数料を徴収する；
- c) 法令及び証券保管振替センターの規程が定めるその他の権利。

3. 保管振替会員は以下の義務を有する：

- a) この法律第 46 条に定める義務を遵守する；
- b) 証券保管振替センターの規程に定める決済支援基金に資金を拠出する；
- c) 法令及び証券保管振替センターの規程が定めるその他の義務。

第 48 条 証券保管振替活動登録条件

1. 商業銀行にかかる証券保管振替活動登録条件は、以下からなる：

- a) ベトナムにおける設立及び活動許可書を有する；
- b) 期限を過ぎた債務が総債務残高の 5% を超えず、前年度が黒字である；
- c) 証券取引の登録、保管振替、決済活動に従事するための場所、装備、設備を備える。

2. 証券会社にかかる証券保管振替活動登録条件は、以下からなる：

- a) 証券仲介又は自己売買業務を行う設立及び活動許可書を有する；
- b) 証券取引の登録、保管振替、決済活動に従事するための場所、装備、設備を備える。

第 49 条 証券保管振替活動登録書類

- 1. 証券保管振替活動登録申請書。
- 2. 設立及び活動許可書の写し。
- 3. 証券保管振替活動の実行を保障する施設、技術インフラに関する説明書。

4. 会計監査を受けた直近年度の財務報告書. 但し, 証券会社の新設の場合はこの限りでない.

第 50 条 証券保管振替活動登録証明書の発給期限

1. 証券保管振替活動登録証明書の発給期限は, 国家証券委員会が適式な書類を受理した日から 15 日である. 拒否する場合, 国家証券委員会書面により回答し, かつ, 理由を明記しなければならない.

2. 保管振替活動登録証明書の発給を受けた日から 12 か月以内に, 証券会社, 商業銀行は, 証券保管振替センターに保管振替会員登録手続をなし, かつ, 活動を開始しなければならない.

第 51 条 保管振替活動登録証明書の停止, 回収

1. 保管振替会員は以下の場合に最長で 90 日間証券保管振替活動を停止させられる:

a) 証券保管振替センターが定める保管振替会員の義務に恒常的に違反する;

b) 顧客に重大な損害を惹起する過誤を生じさせた.

2. 保管振替会員は以下の場合に保管振替活動登録証明書を回収される:

a) 保管振替活動の停止の期限を終えてもこの条第 1 項に定める違反を解消しない;

b) 保管振替活動登録証明書の発給を受けた日から 12 か月以内に証券保管振替活動を行わない;

c) 設立及び活動許可書を回収された;

d) 消滅分割, 存続分割, 新設合併, 吸収合併, 組織変更, 解散, 破産;

d) 国家証券委員会の承認を受けた上で自ら証券保管振替活動をやめる.

3. 保管振替活動登録証明書を回収されたときは, 保管振替会員は, 証券保管振替センターの規程に従い証券保管振替口座の清算手続を行わなければならない.

第 52 条 証券登録

1. 公開会社の証券は証券保管振替センターに集中して登録されなければならない。
2. 保管振替センターに移転の代理を委任したその他の発行組織の証券は、証券保管振替センターに登録される。
3. この条第 1 項及び第 2 項に定める公開会社、発行組織は、証券保管振替センターに証券の種類及び証券保有者に関する情報の登録を行う。

第 53 条 証券保管振替

1. 公開会社の証券は、取引が行われる前に証券保管振替センターで集中して保管振替がなされなければならない。
2. 証券保管振替センターの保管振替証券は、一括保管振替の形式をとる。証券保有者は、保管振替された割合に応じ一括保管振替証券の共同保有者となる。
3. 証券保管振替センターは、記名証券及び保有者の求めによるその他の財産について個別保管振替に応じることができる。

第 54 条 証券所有権の移転

1. 証券保管振替センターに登録された各種証券の所有権の移転は、証券保管振替センターを通じて行われる。
2. 証券保管振替センターにおける証券所有権の移転の効力は、以下に定める：
 - a) 証券保管振替センターに集中して保管振替がなされている証券につき、証券所有権の移転は、証券保管振替センターの証券保管振替口座の口座振替簿に記載された日に効力を有する；
 - b) 証券保管振替センターに集中して保管振替がなされていない証券につき、証券所有権の移転は、証券保管振替センターが管理する証券登録簿に記載された日に効力を有する。

第 55 条 証券取引の清算及び決済

1. 証券取引の清算及び決済は、証券保管振替センターの規程に従い行われる。

2. 証券決済は、証券保管振替センターを通じて行われ、証券取引代金の決済は、決済銀行を通じて行われ、かつ、代金決済と同時に証券を移転する原則を遵守しなければならない。

第 56 条 顧客財産の保護

1. 証券保管振替センター又は保管振替会員が管理する顧客の物質的又は非物質的な証券、その他の財産は、所有者の財産であって、証券保管振替センター又は保管振替会員の財産ではない。

2. 証券保管振替センター又は保管振替会員は、証券保管振替センター又は保管振替会員の債務の弁済のために証券保管振替センター又は保管振替会員に預託された顧客の証券を用いてはならない。

第 57 条 秘密保持

1. 証券保管振替センター及び保管振替会員は、顧客の証券保有に係る情報の秘密を保持し、調査、凍結、保留、顧客の同意がない顧客財産の移転を拒否する責任を有する。

2. この条第 1 項の規定は、以下の場合については適用しない：

a) 会計士が証券保管振替センターの財務報告書又は保管振替会員の財務報告書の会計監査を行う；

b) 証券保管振替センター又は保管振替会員の顧客が自己の証券保有に関する情報を知ろうとする；

c) 権限を有する国家機関の求めによる情報提供。

第 58 条 決済支援基金

1. 決済支援基金は、保管振替会員が一時的に証券取引の決済が不能となる場合に保管振替会員に代わって決済を行うために保管振替会員の資金拠出によって形成される。

2. 決済支援基金は、証券保管振替センターにより管理され、証券保管振替センターの資産とは分別されなければならない。

3. 決済支援基金への拠出額、決済支援の方式、決済支援基金の管理及び使用の方式は、証券保管振替センターの規程による。

第 6 章 証券会社, 証券投資ファンド管理会社

第 59 条 証券会社, 証券投資ファンド管理会社の設立及び活動

1. 証券会社, 証券投資ファンド管理会社 (以下「ファンド管理会社」という) は, 企業法の定める有限責任会社又は株式会社の形態で組織される。

2. 国家証券委員会は証券会社, ファンド管理会社に設立及び活動許可書を発給する。この許可書は同時に事業登録証明書となる。

第 60 条 証券会社の事業業務

1. 証券会社は, 以下の事業業務のいずれか, いくつか又は全てを行うことができる:

- a) 証券仲介;
- b) 自己売買;
- c) 証券発行引受;
- d) 証券投資助言。

2. 証券会社は, 自己売買業務を行うときにのみ証券発行引受業務を許可される。

3. この条第 1 項に定める証券事業業務のほか, 証券会社は, 個人投資家の証券取引口座の管理を受託する, 金融コンサルティングサービス及び財務省が定めるその他の金融サービスを提供することができる。*

第 61 条 ファンド管理会社の事業業務

1. ファンド管理会社は, 以下の事業業務を行うことができる:*

- a) 証券投資ファンドの管理;*
- b) 証券ポートフォリオの管理;*
- c) 証券投資助言。*

2. この条第 1 項に定める事業業務は, ファンド管理会社の設立及び活動許可書でまとめて認められる。

3. この条第1項に定める事業業務のほか、ファンド管理会社は、ベトナムへの投資を目標とする外国投資ファンドの資金を調達し、かつ、管理を行うことができる。

第 62 条 証券会社、ファンド管理会社の設立及び活動許可書の発給条件

1. 証券会社、ファンド管理会社の設立及び活動許可書の発給条件は、以下からなる：

a) 本店を有する；証券事業活動に従事するための装備、設備を備える、証券発行引受及び証券投資助言業務については、装備、設備に関する条件を満たさなくてもよい；

b) 政府が定める法定資本を満たす；

c) 社長又は総社長及びこの法律第 60 条 1 項及び第 61 条 1 項に定める証券事業業務を行う従業員は、証券営業免許書を有しなければならない。

2. 発起株主又は発起社員が個人である場合には、完全民事行為能力を有さなければならず、かつ、懲役刑の執行を受けている、又は裁判所により証券営業を禁じられている場合に該当しない；法人である場合には、合法的に活動しており、かつ、出資に参加するために十分な財務能力を有さなければならない。発起株主又は発起社員は、証券会社、ファンド管理会社の設立出資のために自己資金を用いなければならない。

第 63 条 証券会社、ファンド管理会社の設立及び活動許可書の発給を申請する書類

1. 証券会社、ファンド管理会社の設立及び活動許可書の発給申請書。

2. 証券事業業務を行えることを裏付ける物質的、技術的基礎に関する説明書。

3. 銀行に開設されたエスクロー口座に法定資本額が入金されていることについての銀行の確認。

4. 社長又は総社長及び証券事業業務を行う従業員予定者の名簿とともに証券営業免許書の写し。

5. 発起株主又は発起社員の名簿とともに個人につき人民証明書又はパスポート及び法人につき事業登録証明書の写し.

6. 許可書の発給を申請する組織の払込済定款資本の 10%以上の出資に参加する法人である発起株主又は発起社員の独立会計監査組織の確認を受けた直近年度の財務報告書の写し.

7. 会社定款案.

8. 許可を申請する事業業務に沿った当初 3 年間の予定される事業活動計画とともに業務規則, 内部監査規則, リスク管理規則.

第 64 条 証券会社, ファンド管理会社の定款

1. 証券会社, ファンド管理会社の定款は以下の主な内容を有する:

a) 企業法第 22 条に定める内容;

b) この法律の規定に反しない証券会社, ファンド管理会社の権利及び義務;

c) 証券会社, ファンド管理会社及び証券会社, ファンド管理会社の社長又は総社長, 証券営業者に対する禁止及び制限に関する規定.

2. 財務省は証券会社, ファンド管理会社の定款雛型を制定する.

第 65 条 設立及び活動許可書の発給期限

1. 適式な書類を受理した日から 30 日以内に国家証券委員会は証券会社, ファンド管理会社に設立及び活動許可書を発給する. 拒否する場合には, 国家証券委員会は書面により回答し, かつ, 理由を明記しなければならない.

2. 証券会社, ファンド管理会社の設立及び活動許可書の発給を申請する書類に係る事項を明確にする必要がある場合, 国家証券委員会は, 発起株主又は発起社員の代表者又は許可書の発給を申請する組織の社長又は総社長として任命, 採用される予定の者に直接又は書面により説明を求めることができる.

第 66 条 設立及び活動許可書の開示

1. 設立及び活動許可書の発給を受けた日から 7 日以内に、証券会社、ファンド管理会社は、国家証券委員会の情報手段及び 3 日連続して電子新聞又は新聞の紙面で設立及び活動許可書を開示しなければならない。

2. この条第 1 項に定める設立及び活動許可書の開示は、以下の主な内容からなる：

- a) 証券会社、ファンド管理会社の名称；
- b) 会社の本店、支店、駐在事務所（あれば）の所在地；
- c) 設立及び活動許可書番号及び発給日、許可を受けた事業業務；
- d) 定款資本；
- d) 法定代表者。

第 67 条 設立及び活動補充許可書

1. 設立及び活動許可書の発給を既に受けている証券会社が証券事業業務を補充するときは、設立及び活動補充許可書の発給を申請しなければならない。

2. 設立及び活動補充許可書発給申請書類は、以下からなる：

- a) 発給申請書 設立及び活動補充許可書；
- b) この法律第 63 条 2 項、3 項及び 8 項に定める資料；
- c) 株主総会又は社員総会又は会社所有者に採択された修正、補充後の定款；
- d) 証券事業業務の補充に係る株主総会及び取締役会の決定又は社員総会又は会社所有者の決定。

3. 適式な書類を受理した日から 20 日以内に、国家証券委員会 **cáp** 設立及び活動補充許可書。拒否する場合には、国家証券委員会は書面により回答し、かつ、理由を明記しなければならない。

4. 設立及び活動補充許可書の発給を受けた証券会社は、この法律第 66 条 1 項に定める期限までに、かつ、方式により補充許可書を開示しなければならない。

第 68 条 国家証券委員会の承認を必要とする変更

1. 証券会社, ファンド管理会社は, 以下の変更を行う前に書面による国家証券委員会の承認を受けなければならない:

a) 支店, 駐在事務所, 営業所の設立, 閉鎖;

b) 会社の名称; 本店, 支店, 駐在事務所, 営業所を置く場所の変更;

c) 証券会社, ファンド管理会社の払込済定款資本の 10%以上を占める株式又は持分の所有権を変動する取引. 但し, 証券会社, ファンド管理会社の株券が証券取引所, 証券取引センターに上場されている場合はこの限りでない;

d) 活動の休止. 但し, 活動の休止が不可抗力を原因とする場合はこの限りでない.

2. 変更を承認する書類, 手続は, 財務省の決定により行われる.

3. 変更の承認の期限は, 国家証券委員会が適式な書類を受理した日から 15 日である. 拒否する場合, 国家証券委員会 書面により回答し, かつ, 理由を明記しなければならない.

第 69 条 証券会社, ファンド管理会社の消滅分割, 存続分割, 新設合併, 吸収合併, 組織変更

1. 消滅分割, 存続分割, 新設合併, 吸収合併, 組織変更を行う証券会社, ファンド管理会社は, 国家証券委員会の承認を得なければならない. 消滅分割, 存続分割, 新設合併, 吸収合併, 組織変更の承認の期限は, 国家証券委員会が適式な書類を受理した日から 30 日である. 拒否する場合, 国家証券委員会 書面により回答し, かつ, 理由を明記しなければならない.

2. 消滅分割, 存続分割, 新設合併, 吸収合併, 組織変更を承認する書類, 手続は, 財務省の決定による.

3. 証券会社, ファンド管理会社の消滅分割, 存続分割, 新設合併, 吸収合併, 組織変更は, 企業法の規定による.

4. 消滅分割, 存続分割, 新設合併, 吸収合併, 組織変更により新設される会社は, この法律 63 条に定める設立及び活動許可書の発給申請の手続を行わなければならない.

第 70 条 証券会社, ファンド管理会社の設立及び活動許可書の停止, 回収

1. 証券会社, ファンド管理会社は, 以下の場合に活動を停止させられる:

a) 設立及び活動許可書の発給, 補充申請書類が不実の情報を有する;

b) この法律第 74 条に定める警告の期限を過ぎても, 証券会社, ファンド管理会社が依然として警告の状況を解消せず, かつ, 累損が定款資本の 50%に及ぶ, 又は証券事業活動の資本金に関する条件を満たさなくなる;

c) 誤った目的で, 又は設立及び活動許可書に定められた内容と異なる活動をする;

d) この法律第 62 条に定める設立及び活動許可書の発給条件を維持しない.

2. 証券会社, ファンド管理会社は, 以下の場合に設立及び活動許可書を回収される:

a) 設立及び活動許可書を発給された日から 12 か月以内に証券事業活動を行わない;

b) 活動を停止させられた日から 6 か月以内にこの条第 1 項 b 号に定める状況を解消しない;

c) 活動を停止させられた日から 60 日以内にこの条第 1 項 a 号, c 号及び d 号に定める違反を解消しない;

d) 解散, 破産.

3. この条第 2 項 b 号に定める設立及び活動許可書の回収の場合につき, 国家証券委員会は, 設立及び活動許可書を回収される会社の取引, 契約を引き継ぐ他の証券会社を指定することができる; この場合, 両社の間には当然に委任関係が成立する.

4. 設立及び活動許可書を回収されたときは, 証券会社, ファンド管理会社は, 設立及び活動許可書に記載された全ての活動を終了し, かつ, 3 日連続して電子新聞又は新聞の紙面で通知しなければならない. 国家証券委員会は, 証券会社, ファンド管理会社の設立及び活動許可書の回収について, 国家証券委員会の情報手段において開示する責任を有する.

第 71 条 証券会社の義務

1. 内部監査, リスク管理及び会社内部及び関係者取引における利益相反の監督, 防止のシステムを構築する.
2. 各投資家の証券を分別管理する, 投資家の現金及び証券を証券会社の現金及び証券と分別する.
3. 顧客に役務を提供するにあたり顧客と書面により契約を締結する; 顧客に完全であり, 誠実な情報を提供する.
4. 顧客の注文を自社の注文に優先して実行する.
5. 顧客の財務状況, 投資目標, リスク許容力に関する情報を収集し, 検討する; 会社の顧客に対する推奨, 助言が当該顧客に適合するよう努める.
6. 財務省が定める自己資本を確保する規定を遵守する.
7. 技術上の問題及び会社の従業員の過失による損害を投資家に賠償するために会社の証券事業業務に営業責任保険を付保する, 又は投資家保護基金を積み立てる.
8. 顧客と会社の取引を詳細, 正確に反映する証憑及び口座を完全に保存する.
9. 財務省の規定により証券を保有せず, 顧客に売却するための証券を貸与することで証券を売却する, 又は顧客に売却させる.
10. 証券事業業務に関する財務省の規定を遵守する.
11. 法令の規定に従い会計, 会計監査, 計算制度, 財務義務を実行する.
12. この法律第 104 条の規定及び財務省の規定する報告制度により情報開示を行う.

第 72 条 ファンド管理会社の義務

1. この法律第 71 条 1 項, 3 項, 4 項, 5 項, 6 項, 7 項, 9 項, 10 項, 11 項及び 12 項に定める義務を遵守する.
2. この法律の規定, 証券投資ファンド定款, 投資委託顧客との契約及び保管銀行との契約に従い証券投資ファンドの管理, 証券ポートフォリオの管理活動を行う.
3. この法律第 88 条の規定, 証券投資ファンド定款及び投資委託顧客との契約により証券投資ファンドの純資産価値の算定を行う.

第 73 条 証券会社, ファンド管理会社に対する制限に関する規定

1. 顧客に対し投資による収入又は利益について表明又は保証をなす, 又は顧客に損失を被らないことを保証してはならない. 但し, 固定収入を有する証券への投資はこの限りでない.

2. 顧客の情報を漏洩してはならない. 但し, 顧客が同意する場合又は権限を有する国家機関の求めによる場合はこの限りでない.

3. 顧客及び投資家に証券価格について誤解させる行為を行ってはならない.

4. 顧客に証券の購入のための資金を貸し付けることができない. 但し, 財務省が異なる定めをする場合はこの限りでない.

5. 証券会社, ファンド管理会社の発起株主, 発起社員は, 設立及び活動許可書の発給を受けた日から 3 年以内に株式又は持分を譲渡することができない. 但し, 会社の他の発起株主, 発起社員に譲渡する場合はこの限りでない.

第 74 条* 財務安全及び警告に関する規定

証券会社, ファンド管理会社は, 財務省の定める財務安全指標を守らなければならない; 財務安全指標を守らないときは, 警告に置かれ, 又は安全を確保する措置を講じる.

第 75 条 証券会社, ファンド管理会社の解散, 破産

1. 証券会社, ファンド管理会社の解散は, 企業法の規定による. 証券会社, ファンド管理会社が活動期間の満了前に自ら解散するときは, 国家証券委員会の承認を得なければならない.

2. 証券会社, ファンド管理会社の破産は, 金融, 銀行分野で活動する企業の破産に関する法令の規定による.

第 76 条 ベトナムにおける外国の投資資本を有する証券会社, ファンド管理会社の設立及び活動許可書の発給

1. 合弁, 株式出資, 100%外資会社の形で設立されたベトナムにおける外国の投資資本を有する証券会社, ファンド管理会社は, 国家証券委員会により設立及び活動許可書を発給される。

2. ベトナムにおける外国の投資資本を有する証券会社, ファンド管理会社の設立及び活動許可書の発給条件は, この法律第 62 条による。

3. ベトナムにおける外国の投資資本を有する証券会社, ファンド管理会社の設立及び活動許可書の発給書類, 手続は政府が定める。

第 77 条 ベトナムにおける外国証券会社, ファンド管理会社の支店の設立及び活動許可書の発給

1. ベトナムにおける外国証券会社, ファンド管理会社の支店の設立及び活動許可書の発給条件は以下からなる:

- a) 外国において合法的に活動する証券事業組織であること;
- b) この法律第 62 条 1 項に定める条件。

2. ベトナムにおける外国証券会社, ファンド管理会社の支店の設立及び活動許可書の発給書類, 手続は政府が定める。

第 78 条 ベトナムにおける外国証券会社, ファンド管理会社の駐在事務所

1. 外国証券会社, ファンド管理会社は国家証券委員会に活動登録の上でベトナムにおける駐在事務所を設立することができる。

2. ベトナムにおける外国証券会社, ファンド管理会社の駐在事務所の活動登録書類は, 以下からなる:

- a) 駐在事務所の活動登録証明書;
- b) 外国証券会社, ファンド管理会社の活動許可書の写し;
- c) 外国証券会社, ファンド管理会社の定款の写し;
- d) ベトナムにおける駐在事務所長に任命される予定の者の履歴及び駐在事務所に勤務する者の名簿 (あれば)。

3. 国家証券委員会は適式な書類を受理した日から 7 日以内にベトナムにおける外国証券会社, ファンド管理会社の駐在事務所の活動登録証

明書を発給する。拒否する場合、国家証券委員会 書面により回答し、かつ、理由を明記しなければならない。

4. 駐在事務所の活動範囲は、以下の内容のいずれか、いくつか又は全てである：

- a) リエゾンオフィス及び市場調査の機能を果たす；
- b) ベトナムの証券及び証券市場の分野における共同プロジェクトの促進；
- c) 外国証券会社、ファンド管理会社とベトナムの経済組織との間に締結された契約合意の実施の推進、監督；
- d) 外国証券会社、ファンド管理会社がベトナムにおいて後援するプロジェクトの実施の推進、監督。

5. 駐在事務所は、証券事業活動を行うことができない。

6. 駐在事務所は、国家証券委員会の管理、監督を受ける。

第 79 条 証券営業免許書

1. 以下の条件を満たす個人に証券営業免許書を発給することができる：

- a) 完全民事行為能力を有する；懲役刑の執行を受けている、又は裁判所により証券営業を禁じられているものにあたらぬ；
- b) 学士号を有する；証券及び証券市場に関する専門水準を有する；
- c) 国家証券委員会が実施する考査試験に合格する；証券市場に関する専門証明書を有する外国人又は外国において合法的に証券営業に就いていた者については、ベトナムの証券に関する法令の考査のみが必要である。

2. 証券営業免許書を発給する書類は、以下からなる：

- a) 証券営業免許書の発給申請書；
- b) 個人が居住する地の地方政府機関の認証を受けた履歴の概要；
- c) ディプロマ、専門証明書の写し。

3. この条第 1 項 c 号に定める外国人については、証券営業免許書の発給を申請する書類は、以下からなる：

- a) 証券営業免許書の発給申請書；

b) その者が国籍を有する国の権限を有する機関の認証を受けた履歴の概要とともにパスポートの写し;

c) 専門証明書又は外国において合法的に証券営業に就いていたことを証明する資料の写し.

4. 国家証券委員会は適式な書類を受領した日から 7 日以内に証券営業免許書を発給する. 拒否する場合, 国家証券委員会は回答し, かつ, 理由を明記しなければならない.

5. 証券営業免許書は, 発給を受けた者が証券会社又はファンド管理会社に勤務し, かつ, 当該会社により国家証券委員会に通知されたときに限り価値を有する.

6. 証券会社, ファンド管理会社は証券営業免許書の発給を受けた者が退社した日から 2 日以内に国家証券委員会に通知する責任を有する.

第 80 条 証券営業免許書の回収

1. 証券営業者は以下の場合に証券営業免許書を回収される:

a) この法律第 79 条 1 項 a 号に定める証券営業免許書の発給条件を満たさなくなった;

b) この法律第 9 条及び 81 条 3 項の規定に違反した;

c) 3 年連続して証券営業を行わない.

2. この条第 1 項 b 号に定める場合に証券営業免許書を回収された証券営業者は証券営業免許書の再発給を受けることができない.

第 81 条 証券営業者の責任

1. 証券営業者は, 以下の行為ができない:

a) 自らが就労している証券会社, ファンド管理会社と保有関係にある他の組織に同時に就労する;

b) 他の証券会社, ファンド管理会社に同時に就労する;

c) 証券公募組織又は上場組織の社長又は総社長として同時に就労する.

2. 証券営業者が証券会社に就労するときは, 当該証券会社にのみ自らの証券取引口座を開設することができる.

3. 証券営業者は、顧客の委託を受けなければ、顧客の口座の現金、証券を使用することができない。

4. 証券営業者は、国家証券委員会、証券取引所、証券取引センターが行う、法令、取引システム、新種の証券に関する研修課程に参加しなければならない。

第7章

証券投資ファンド、証券投資会社及び保管銀行

第1節

証券投資ファンドに関する一般規定

第82条 証券投資ファンドの類型

1. 証券投資ファンドは公開ファンド及びプライベートファンドからなる。

2. 公開ファンドはオープンエンド型ファンド及びクローズエンド型ファンドからなる。

第83条 証券投資ファンドの設立

1. 公開ファンドの設立及び出資証書の公募は、この法律第90条の規定に従いファンド管理会社により行われ、かつ、国家証券委員会に登録されなければならない。

2. プライベートファンドの設立は、この法律第95条の規定に従いファンド管理会社により行われ、かつ、国家証券委員会に報告されなければならない。

第84条 証券投資ファンドに参加する投資家の権利及び義務

1. 投資家は、以下の権利を有する：

a) 出資比率に応じて証券投資ファンドの投資活動から利益を得る；

b) 証券投資ファンド資産の清算から利益及び財産の合法的な分配を受ける；

c) ファンド管理会社又は保管銀行 オープンエンド型ファンドの出資証券の換金を請求する;

d) ファンド管理会社, 保管銀行又は関係組織が自らの権利及び合法的利益を侵害するときは, これらの組織を訴える;

d) 投資主総会を通じて自らの権利を行使する;

e) 証券投資ファンド定款の規定に従い出資証券を譲渡する;

g) 証券投資ファンド定款に定められるその他の権利.

2. 投資家は以下の義務を有する:

a) 投資主総会の決定に従う;

b) 出資証券の対価を支払う;

c) 証券投資ファンド定款に定められるその他の義務.

第 85 条 証券投資ファンドの投資主総会

1. 証券投資ファンドの投資主総会は, 全ての投資家により構成される, 証券投資ファンドの最高決定機関である.

2. 証券投資ファンドの投資主総会は, 以下の権限及び任務を有する:

a) 会長及び役員 証券投資ファンドの役員会を選任, 免任, 罷免する;

b) 証券投資ファンドの役員会の報酬及び活動経費の決定;

c) ファンド管理会社及び保管銀行に支払う費用の変更;

d) 証券投資ファンドに損失を与えたファンド管理会社, 保管銀行及びファンドの役員会の違反を検討し, 処分する;

d) 証券投資ファンド定款, 保管受託契約の修正, 補充を決定する; オープンエンド型ファンドの出資証券の上場を決定する;

e) 証券投資ファンドの投資政策, 利益分配計画, 投資目標の基礎的な変更及び証券投資ファンドの解散の決定;

g) ファンド管理会社, 保管銀行の変更の決定;

h) ファンド管理会社, 保管銀行に帳簿又は取引書類の投資主総会への提出を求める; s

i) 証券投資ファンドの年間の財務, 資産及び活動状況に関する報告の採択;

k) 証券投資ファンドの年次財務報告書の会計監査を行う公認会計監査組織の選定の採択;

l) 証券投資ファンド定款に定められるその他の権限及び任務.

3. 証券投資ファンドの投資主総会は、投資主総会の権限に委ねられた内容の検討及び決定のために年 1 回又は臨時に招集される。投資主総会の招集、開催の手續及び投資主総会の決定の採択は、財務省の決定及び証券投資ファンド定款による。

第 86 条 証券投資ファンド定款

1. 証券投資ファンド定款はファンド管理会社が起草し、かつ、投資主総会に採択される。

2. 証券投資ファンド定款は以下の主な内容を有する:

a) 証券投資ファンド、ファンド管理会社、保管銀行の名称;

b) 証券投資ファンド設立日;

c) 証券投資ファンドの活動目標; 投資分野; 活動期間;

d) 出資及び証券投資ファンドの増資に関する決定;

d) ファンド管理会社、保管銀行の権利及び義務; ファンド管理会社、保管銀行を変更する場合; ファンド管理会社に対する保管銀行との保管受託契約の締結の委任に関する規定;

e) 証券投資ファンドの役員会、投資主総会に関する規定;

g) 証券投資ファンドの投資制限;

h) 出資証書の保有登録及び投資家名簿の保存に関する決定;

i) 保管銀行の選定; 公認会計監査組織の選定及び変更に関する規定;

k) オープンエンド型ファンドの出資証書の譲渡、発行、換金に関する規定; オープンエンド型ファンドの出資証書の上場に関する規定;

l) 証券投資ファンドの各種経費及び収入; ファンド管理会社、保管銀行に対する費用、報酬; 証券投資ファンドの収入を投資家に分配する場合及び方法;

m) 証券投資ファンドの純資産価値、各出資証書当たりの純資産価値の算定方式;

n) 利益相反の解決に関する規定;

- o) 報告制度に関する決定;
 - p) 証券投資ファンドの解散に関する決定;
 - q) 証券投資ファンド, 投資家に対する義務の履行及び証券投資ファンド定款の遵守に関する保管銀行及びファンド管理会社の約束;
 - r) 証券投資ファンド定款の修正, 補充を行う手続.
3. 証券投資ファンド定款雛型は財務省が定める.

第 87 条 証券投資ファンドの解散

1. 証券投資ファンド定款は, 以下の場合に解散する:
 - a) 証券投資ファンド定款に記載された活動期間を満了した;
 - b) 投資主総会が証券投資ファンド定款に記載された活動期間を満了前に証券投資ファンドの解散を決定した.
2. 解散を行う日の遅くとも 3 か月前までに, ファンド役員会は, 証券投資ファンドの解散計画を採択するために投資主総会を招集しなければならない.
3. ファンド管理会社及び保管銀行は, 投資主総会に採択された計画に従いファンド資産の清算を完了し, 投資家にファンド資産を分配する責任を有する.
4. 証券投資ファンド資産の清算による収益金及び解散時の残余財産は, 以下の順番で支払われる:
 - a) 政府に対する財務義務;
 - b) ファンド管理会社, 保管銀行に対する債務, その他の債務及び証券投資ファンドの解散経費;
 - c) その余は, ファンドにおける投資家の出資比率に応じて投資家へ支払いに充てられる.
5. 証券投資ファンドの解散が完了した日から 5 日以内に, ファンド管理会社及び保管銀行は, 国家証券委員会に証券投資ファンドの解散結果について報告しなければならない.

第 88 条 証券投資ファンドの純資産価値の算定

1. 証券投資ファンドの上記純資産価値の算定は、ファンド管理会社が行い、かつ、保管銀行が確認する。

2. 証券投資ファンドの純資産価値の算定は、以下の原則を遵守しなければならない：

a) 証券取引所又は証券取引センターに上場された証券につき、算定される証券価格は、評価日の直近の取引日の終値又は平均である；

b) この項 a 号に定める証券ではない財産について、資産価値の算定は、証券投資ファンド定款に明記された資産価値算定のルール及び方法に依らなければならない。評価のルール及び方法は、統一的に適用されるよう明確で、合理的でなければならない。かつ、保管銀行により確認され、かつ、証券投資ファンドの役員会、投資主総会により承認されなければならない。資産評価に参加する者は、ファンド管理会社及び保管銀行又は保管振替銀行から独立していなければならない；

c) 配当、利子を含む現金資産は、算定時点の簿価で計上される。

3. 証券投資ファンドの純資産価値は、この法律第 105 条の規定に従い定期的に公開開示されなければならない。

第 89 条 証券投資ファンドに関する報告

1. ファンド管理会社は、証券投資ファンドのポートフォリオ、投資活動、財務状況について定期及び臨時に国家証券委員会に報告しなければならない。

2. 財務省は、証券投資に関する報告制度の詳細を定める。

第 2 節

公開ファンド及びプライベートファンド

第 90 条 公開ファンド設立のための資金調達

1. 公開ファンドの資金調達は、出資証券公募証明書が発効した日から 90 日以内にファンド管理会社により行われる。公開ファンドは、公開ファンドは、専業証券投資家を含めず 100 名以上の投資家がファンドの出資証券を購入し、かつ、販売されたファンドの出資証券の総価値が 500 億ベトナムドン以上に達すると設立される。

2. 投資家の出資した全ての資金は、保管銀行のコントロール下にある個別のエスクロー口座に置かれなければならない。かつ、資金調達を終了するまで使用することができない。ファンド管理会社は、資金調達が終了した日から 10 日以内に保管銀行の確認を受けた資金調達結果を国家証券委員会に報告しなければならない。

3. 公開ファンドの資金調達がこの条第 1 項に定める条件を満たさないときは、ファンド管理会社は、資金調達が終了した日から 15 日以内に拠出された全ての金銭を投資家に払い戻さなければならない。ファンド管理会社は、資金調達から生じた全ての費用及び財務義務を負担しなければならない。

第 91 条 公開ファンド役員会

1. 公開ファンド役員会は、投資家の利益を代表し、投資主総会により選任される。公開ファンド役員会の権限及び義務は、証券投資ファンド定款に定められる。

2. 公開ファンド役員会の決定は、会議における議決、書面による意見聴取又は証券投資ファンド定款の規定によるその他の形式により採択される。公開ファンドの役員は、それぞれ 1 票の議決票を有する。

3. 公開ファンド役員会は、3 名から 11 名の役員で構成され、役員の少なくとも 3 分の 2 が独立役員であり、ファンド管理会社及び保管銀行の関係者でない。

4. ファンド役員会の役員、会長の任期、基準、定数、任命、免任及び罷免、補充、ファンド役員会の会議及び決定の採択の条件、手続は、証券投資ファンド定款に定められる。

第 92 条 公開ファンドに対する制限

1. ファンド管理会社は、以下の活動を行うために証券投資ファンドの資金及び資産を使用することができない：

- a) 当該公開ファンド又は他の投資ファンドの出資証書に投資する；
- b) ある発行組織の証券に当該発行組織の流通証券の総価値の 15% を超えて投資する；
- c) ある発行組織の流通証券にファンドの総資産の 25% を超えて投資する；

d) クローズエンド型ファンドの総資産の 10%を超えて不動産に投資する。但し、不動産投資ファンドである場合はこの限りでない; オープンエンド型ファンドの資金を不動産に投資する;*

d) 相互に保有関係にある同一の会社グループに属する会社に公開ファンドの総資産の 30%を超えて投資する;

e) 貸付を行う, 又は何らかの借入に保証する.

2. ファンド管理会社は, 公開ファンドの活動を賄うために借入をなすことができない。但し, 公開ファンドの必要経費を払うための短期借入はこの限りでない。公開ファンドの短期借入の総価値は, 常に公開ファンドの純資産価値の 5%を超えてはならず, 借入の期間は最長で 30 日である。

3. この条第 1 項 e 号に定める場合を除き, 公開ファンドの投資構成は, この条第 1 項に定める投資制限と 15%を限度とする差異があってもよい。差異は, 投資資産の市場価値の騰落及び公開ファンドの合法的な債務の弁済の結果でなければならない。

4. ファンド管理会社は, 上記の差異について国家証券委員会に報告し, かつ, 情報を開示する義務を有する。差異が生じた日から 3 か月以内に, ファンド管理会社は, この条第 1 項に定める投資制限に従うようポートフォリオを再調整しなければならない。

第 93 条 オープンエンド型ファンド

1. ファンド管理会社, 保管銀行がオープンエンド型ファンドに代わってオープンエンド型ファンドの出資証書を投資家に換金する, 及び売り出す, 又はファンドの出資上限の範囲内でオープンエンド型ファンドの出資証書を追加発行するにあたっては, 投資主総会の決定は必要ない。

2. オープンエンド型ファンドの出資証書の換金の具体的な頻度及び時期は, ファンド定款に具体的に定める。

3. ファンド管理会社は, 以下の事実が発生した時, オープンエンド型ファンドに代わってオープンエンド型ファンドの出資証書の換金を行わなくてもよい:

a) 不可抗力のためにファンド管理会社が請求に応じてオープンエンド型ファンドの出資証書の換金を行うことができない;

b) 証券取引所又は証券取引センターがファンドのポートフォリオにある証券の取引を停止する決定をしたためにファンド管理会社がオープンエンド型ファンドの出資証券の換金額の評価日においてオープンエンド型ファンドの純資産価値を算定することができない;

c) ファンド定款により定めるその他の事実.

4. ファンド管理会社は、この条第 3 項に定める事実が発生した時から 24 時間以内に国家証券委員会に報告し、かつ、当該事実が解消された後、オープンエンド型ファンドの出資証券の換金を再開しなければならない。

5. 財務省は、オープンエンド型ファンドの出資証券の発行及び換金を具体的に定める。

第 94 条 クローズエンド型ファンド

1. クローズエンド型ファンドの増資は、国家証券委員会の承認を得なければならない、かつ、以下の条件を満たさなければならない:

a) ファンド定款がファンドの増資について定める;

b) 増資が提案される前年の利益が正である;

c) 増資が提案された時点で過去 2 年以内にファンド管理会社が証券活動及び証券市場に関する行政違反の処罰を受けていない;

d) クローズエンド型ファンドの出資証券の追加発行計画が投資主総会に採択される。

2. クローズエンド型ファンドの出資証券は、譲渡可能なクローズエンド型ファンドの出資証券購入権の発行を通じて既存のファンドの投資家にのみ発行することができる。

3. クローズエンド型ファンドの増資を提案する書類、手続は、財務省が定める。

第 95 条 プライベートファンドの設立

1. プライベートファンドは、出資契約及びファンド定款に基づき出資会員により設立される。

2. プライベートファンドの設立は、以下の条件を満たさなければならない:

- a) 最低でも 500 億ベトナムドンの拠出資金を有する;
- b) 最大で 30 名までの法人に限られる出資会員を有する;
- c) ファンド管理会社により管理される;
- d) プライベートファンドの資産は、ファンド管理会社から独立した保管振替銀行により保管振替される。

第 3 節 証券投資会社

第 96 条 証券投資会社

1. 証券投資会社は、証券投資のため企業法に定める株式会社の形式で組織される。
2. 国家証券委員会は、証券投資会社の設立及び活動許可書を発給する。この許可書は同時に事業登録証明書となる。

第 97 条 証券投資会社の設立及び活動

1. 証券投資会社の設立及び活動許可書の発給条件は、以下からなる:
 - a) 最低でも 500 億ベトナムドンの定款資本を有する;
 - b) 証券投資会社が投資資金を自社で管理する場合には、社長又は総社長及び管理職員が証券営業免許書を有する。
2. 証券投資会社は、以下の規定を遵守しなければならない:
 - a) この法律第 92 条に定める投資制限;
 - b) この法律第 88 条及び第 89 条に定める資産評価及び報告制度に係る内容;
 - c) この法律第 27 条 2 項に定める公開会社の義務;
 - d) 証券投資会社の全ての現金及び財産は、保管銀行に保管振替がなされなければならない。
3. 政府は、証券投資会社の設立、組織、活動を具体的に定める。

第4節 保管銀行

第98条 保管銀行

1. 保管銀行とは、証券保管振替活動登録証明書を有する商業銀行であり、保管振替サービスを行い、公開ファンド、証券投資会社の管理を監督する職能を有する。

2. 保管銀行は、以下の義務を有する：

a) この法律第47条3項に定める義務を履行する；

b) 公開ファンド、証券投資会社の保管振替を行う；公開ファンド、証券投資会社の財産と保管銀行のその他の財産を分別管理する；

c) 公開ファンドを管理するファンド管理会社、会社の資産を管理する証券投資会社の社長又は総社長がこの法律の規定及び証券投資ファンド定款、証券投資会社の定款を遵守するよう監督する；

d) 公開ファンド、証券投資会社の活動に関して証券投資会社の社長又は総社長又はファンド管理会社の合法的な請求に応じて、収入、支出、決済及び現金、証券の移転を行う；

d) ファンド管理会社、証券投資会社が作成した公開ファンド、証券投資会社に関連する報告書を確認する；

e) 報告制度の遵守及びこの法律の規定によるファンド管理会社、証券投資会社の情報開示を監督する；

g) ファンド管理会社、証券投資会社及び関係ある組織、個人が法令又は証券投資ファンド定款、証券投資会社定款に違反していることを発見したときは、国家証券委員会に報告する；

h) 定期的にファンド管理会社、証券投資会社とともに公開ファンド、証券投資会社の会計帳簿、財務報告書及び取引活動を比較する；

i) 証券投資ファンド定款、証券投資会社の定款の規定によるその他の義務。

第99条 保管銀行に対する制限

1. 保管銀行、取締役、業務執行者及び保管銀行の直接の従業員で公開ファンドの監督及び保管銀行のファンド資産の保管の任務に当たる者は、

ファンド管理会社、証券投資会社の関係者であってはならず、保有、貸借の関係及びその逆にあってはならない。

2. 保管銀行、取締役、業務執行者及び保管銀行の従業員で直接に公開ファンド、証券投資会社の監督及び資産の保管の任務に当たる者は、公開ファンド、証券投資会社の財産の売買取引における取引先であってはならない。

第 8 章 情報開示

第 100 条 情報開示の対象及び方式

1. 発行組織、公開会社、証券会社、ファンド管理会社、証券投資会社、証券取引所、証券取引センター、証券保管振替センター、関係者は完全に、正確に、遅滞なく情報を開示する義務を有する。*

2. この条第 1 項に定める対象者は情報を開示する際に同時に国家証券委員会に開示された情報の内容について報告しなければならない。

3. 情報開示は法定代表者又は受任者及び関係者により行われなければならない。*

4. 情報開示は公開会社の情報手段、組織、会社の出版物及び証券取引所、証券取引センターの情報手段を通じて行われる。

5. 財務省はこの条第 1 項に定める対象者の情報開示の内容、方式を具体的に定める。

第 101 条* 公開会社の情報開示

1. 公開会社は以下の内容のいずれか又はいくつかに関する定期情報を開示しなければならない:

a) 独立会計監査会社又は公認会計監査組織により会計監査を受けた年次財務報告書、レビューを受けた半期財務報告書、四半期財務報告書;

b) 年次株主総会の決議

2. 公開会社は以下の場合が生じたときは臨時情報を開示しなければならない:

- a) 会社の銀行口座が凍結された, 又は, 凍結されていた口座が活動の再開を許された;
 - b) 事業を休止した; 事業登録証明書又は設立及び活動許可書あるいは活動許可書を回収された;
 - c) 企業法の規定により株主総会の決定を採択した;
 - d) 取締役会の自社の株券の売買に関する決定; 株式購入権付社債権者の株式購入権が行使された日又は転換社債が株券に転換された日及び企業法第 108 条 2 項に定める募集に関連する各決定; 会社の戦略, 中期成長計画及び年間事業計画; 子会社, 連結会社の設立; 支店, 駐在事務所の開設, 閉鎖; 会社の名称, 本店の住所の変更; 会社の総資産の 10%以上にあたる他の組織への出資; 資本を受け入れる会社の総資本の 50%以上にあたる出資;
 - d) 適用される会計方法の変更の決定; 財務報告書についての会計監査組織の保留意見又は意見の拒否, 会計監査会社の変更;
 - e) 取締役, 監査役, 総社長, 副総社長又は社長, 副社長, 会計主任の異動; 会社の取締役, 総社長, 副総社長又は社長, 副社長, 会計主任に対する起訴決定; 会社の活動に関係する裁判所の判決, 決定; 会社の税法違反に関する課税当局の結論;
 - g) 直近の会計監査を受けた貸借対照表により計算された会社の総資産の 15%以上の価値を有する財産の売買;
 - h) 直近の報告の時点での所有者資本の 30%以上にあたる借入又は社債の発行の決定;
 - i) 会社が企業倒産手続の開始申立てを受理する裁判所の通知を受領した;
 - k) 所有者資本の 10%以上の価値を有する財産の損失;
 - l) 上場組織の生産事業活動及びガバナンス状況に大きな影響を及ぼす事実がある;
 - m) 投資家の合法的利益, 一定期間継続する証券価格の騰落及び証券市場の持続可能な発展に重大な影響を及ぼす事実が発生した時, 国家証券委員会の求めにより.
3. 財務省は各種公開会社について情報開示の内容, 時期を具体的に定める.

第 102 条 社債公募を行った発行組織の情報開示

1. 社債公募を行った発行組織はこの法律第 101 条 1 項に定める定期情報を開示しなければならない。

2. 社債公募を行った発行組織は臨時情報をこの法律第 101 条 2 項 a 号, b 号及び c 号及び 3 項に定める事実が発生した時から 72 時間以内に開示しなければならない。

~~第 103 条 上場組織の情報開示²~~

~~1. この法律第 101 条に定める情報開示義務のほか, 上場組織は以下の情報を開示しなければならない:~~

~~a) 所有者資本の 10%以上の価値を有する財産を損失した時から 24 時間以内に情報を開示する;~~

~~b) 四半期財務報告書が完成した日から 5 日以内に四半期財務報告書に関する情報を開示する;~~

~~c) 証券取引所, 証券取引センターの規程に従い情報を開示する.~~

~~2. 上場組織は情報を開示する際に同時に証券取引所又は証券取引センターに開示された情報の内容について報告しなければならない.~~

第 104 条 証券会社, ファンド管理会社の情報開示

1. 年次財務報告書が会計監査を受けた日から 10 日以内に証券会社, ファンド管理会社は年次財務報告書に関する定期情報を開示しなければならない。

2. 以下の事実が発生した時から 24 時間以内に証券会社, ファンド管理会社は証券取引所又は証券取引センターにこれらの組織がこの法律第 107 条 2 項に定める情報を開示するために報告しなければならない:

a) 取締役会又は社員総会の構成員, 社長又は総社長, 副社長又は副総社長, 会計主任に対する起訴が決定された;

b) 株主総会又は社員総会が他の会社との新設合併契約を採択した;

c) 会社が資産額の 10%以上の損失を被った;

² 2010 年法律第 62 号第 2 条により廃止.

d) 会社の取締役会又は社員総会の構成員, 社長又は総社長, 副社長又は副総社長に異動がある; 会社が証券投資ファンドの業務執行者を任命又は免任した;

d) 会社の事業活動に重大な変更が生じた.

3*. 証券会社は本店, 支店において本店, 支店所在地に関係する異動に関する情報; 取引方式, 発注, 保証金, 決済期間, 取引手数料, 提供役務に関係する内容及び会社の証券営業者の名簿を開示しなければならない。

4. 証券会社, ファンド管理会社は投資家の合法的利益に重大な影響を及ぼす会社に関係する情報があるときは国家証券委員会の求めにより情報を開示しなければならない.

第 105 条 公開ファンドに関する情報開示

1. ファンド管理会社は資産報告書が会計監査を受けた日から 10 日以内に公開ファンドの年次資産報告書に関する定期情報を開示しなければならない.

2. ファンド管理会社は以下の場合に公開ファンドに関する定期情報を開示する:

- a) 週毎, 月毎, 四半期毎及び年毎に公開ファンドの純資産額の変更;
- b) 月毎, 四半期毎及び年毎に公開ファンドの資産;
- c) 月毎, 四半期毎及び年毎に公開ファンドの投資活動の状況及び結果.

3. ファンド管理会社は公開ファンドに以下の事実が発生した時から 24 時間以内に証券取引所又は証券取引センターにこれらの組織がこの法律第 107 条 2 項に定める情報を開示するために報告しなければならない:

- a) 投資主総会の決定を採択した;
- b) 公開ファンドの出資証書の募集を決定した;
- c) 公開ファンドの投資資本の変更を決定した;
- d) 公開ファンド出資証書公募証明書を回収された;
- d) 公開ファンドの出資証書の募集を停止, 取消された.

4. ファンド管理会社は以下の事実が発生した時は国家証券委員会の求めにより公開ファンドに関する情報を開示する:

- a) 公開ファンドの出資証書の募集, 価格に影響する噂がある;

b) 公開ファンドの出資証券の取引価格及び数量に異常な変化がある.

第 106 条 証券投資会社の情報開示

1. 株券公募を行った証券投資会社はこの法律第 101 条及び第 105 条 2 項に定める情報を開示しなければならない.

~~2. 証券取引所, 証券取引センターにおいて株券が上場されている証券投資会社はこの法律第 103 条に定める情報を開示しなければならない.~~

³

第 107 条 証券取引所, 証券取引センターの情報開示

証券取引所, 証券取引センターは以下の情報を開示しなければならない:

1. 証券取引所, 証券取引センターにおける証券取引に関する情報;
2. 証券取引所, 証券取引センターにおける上場に関する情報; 証券会社, ファンド管理会社, 証券投資ファンド, 証券投資会社に関する情報;
3. 証券市場の監督活動情報.

第 9 章 検査及び違反処分

第 1 節 検査

第 108 条 証券検査

1. 証券検査は証券及び証券市場に関する専門分野の検査である.
2. 証券検査は主席検査官, 次席検査官及び検査官を有する.
3. 証券検査は検査に関する法令の規定及びこの法律の規定により財務省検査部の指導を受ける.

³ 2010 年法律第 62 号第 2 条により廃止.

第 109 条 検査対象及び範囲

1. 検査対象は以下からなる:
 - a) 証券公募組織;
 - b) 公開会社;
 - c) 証券上場組織;
 - d) 証券取引所, 証券取引センター;
 - d) 証券保管振替センター, 保管振替会員;
 - e) 証券会社, ファンド管理会社, 証券投資会社, 保管銀行; ベトナムにおける外国証券会社, ファンド管理会社の支店及び駐在事務所;
 - g) 証券営業者;
 - h) 投資及び証券市場における活動に参加する組織, 個人;
 - i) 証券活動及び証券市場に関するその他の組織, 個人.
2. 検査範囲は以下からなる:
 - a) 証券公募活動;
 - b) 証券上場活動;
 - c) 証券取引活動;
 - d) 証券事業, 投資, 証券及び証券市場役務;
 - d) 情報開示活動;
 - e) 証券及び証券市場に関係するその他の活動.

第 110 条 検査形式

1. 国家証券委員会委員長の認可を受けたプログラム, 計画による検査.
2. 緊急検査は個人に証券及び証券市場に関する法令に違反する兆候が見られるとき; 不服申立て, 告発の解決の求めにより又は国家証券委員会委員長の指示により行われる.

第 111 条 検査決定を下す権限, 根拠

1. 証券検査活動はこの条第 2 項に定める権限を有する者による検査決定があるときのみ行われる。

2. 主席証券検査官は検査決定を下し検査団を編成する。必要と認めるときは国家証券委員会委員長が検査決定を下し検査団を編成する。

検査団長及び検査団員を有する。

3. 検査決定を下すには以下のいずれかの根拠がなければならない：

- a) 国家証券委員会委員長の認可を受けた検査プログラム、計画；
- b) 国家証券委員会委員長の要請；
- c) 証券及び証券市場に関する法令違反の兆候を発見したとき。

第 112 条 検査決定の内容

1. 検査決定は以下の内容を含まなければならない：

- a) 検査の法的根拠；
- b) 検査の対象、内容、範囲、任務；
- c) 検査を行う期間；
- d) 検査団長及び検査団員。

2. 署名日から 3 日以内に検査決定は検査対象に送付されなければならない。但し、緊急検査の場合はこの限りでない。

3. 検査決定は検査決定が下された日から 15 日以内に開示されなければならない。検査決定の開示は書面によらなければならない。

第 113 条 検査期間

1. 一回の検査の期間は、検査決定が開示された日から検査先における検査を終了するまで、30 日を超えてはならない。

2. 必要な場合には、検査決定者は一度だけ期間を延長することができる。延長の期間はこの条第 1 項に定める期間を超えてはならない。

第 114 条 検査対象の権利及び義務

1. 検査対象の権利：

- a) 検査内容に関係を有する事項を説明する；

b) 検査調書に意見を留保する;

c) 法令に規定のある国家機密に該当する情報, 資料及び検査内容に関係しない情報, 資料の提供を拒否する;

d) 検査の過程における検査団長, 検査団員の決定, 行為について, 当該決定, 行為が法令に違反すると信じる根拠があるときは, 検査決定者に対し不服を申し立てる; 検査結論, 検査処分決定について, 当該結論, 決定が法令に違反すると信じる根拠があるときは, 国家証券委員会委員長に対し不服を申し立てる. 係争中において, 申立人は, 検査結論及び検査処分決定に従わなければならない;

d) 法令の規定に従い損害賠償を請求する;

e) 検査対象である個人は主席検査官, 検査団長及び検査団員の違反行為を告発することができる.

2. 検査対象の義務:

a) 検査決定に従う;

b) 検査内容に関係する情報, 資料, 電子データを検査の求めに応じて遅滞なく, 完全, 正確に提供し, かつ, 提供された情報, 資料, 電子データの完全性, 正確性, 誠実性について責任を負わなければならない;

c) 検査機関及び権限を有する国家機関の要請, 検査結論, 検査処分決定に従う;

d) 検査調書に署名する.

第 115 条 検査決定者の任務, 権限

1. 検査決定者は以下の任務, 権限を有する:

a) 検査団が検査決定に記載された内容, 期間を適正に実行するよう指導, 監査する;

b) 検査対象に検査内容に関係する事項に関する情報, 資料, 電子データ, 書面による報告, 説明の提供を求める; 検査内容に関係する情報, 資料を有する組織, 個人に当該情報, 資料の提供を求める;

c) 検査内容に関係を有する事項に関する検討を諮問する;

d) 違反行為を直ちにやめさせるため又は証拠として検査結論を支持する状況を証明するために必要と認めるときは, 権限を有する者に証券

及び証券市場に関する法令に違反する行為に係る資料、証憑、証券、電子データの保全、押収を求める；

d) 違反処分決定の根拠となる状況を証明するため又は証券及び証券市場に関する法令に違反する行為に係る現金、証券及び抵当財産、質物を散逸させる行為を直ちにやめさせるために必要と認めるときは、権限を有する者に証券及び証券市場に関する法令に違反する行為に係る預金口座、証券口座及び抵当財産、質物の凍結を求める；

e) ある行為が国家の利益、市場に参加する組織、個人の権利及び合法的利益に重大な損害を及ぼすと認めるとき当該行為を差し止める、又は権限を有する者に停止させることを勧告する；

g) 処分決定を定める、又は処分権限を有する者に勧告する；検査に関する処分決定の実施を監査、監督する；

h) 主席検査官、検査団長及び検査団員の責任に関する不服申立て、告発を解決する；

i) 検査内容に関する結論；

k) 犯罪の徴表を発見した日から 5 日以内に事件書類を捜査機関に移送する。

2. この条第 1 項に定める任務を遂行し、権限を行使するにあたっては、検査決定者は自らの決定について法令に責任を負わなければならない。

第 116 条 検査団長及び検査団員の任務、権限

1. 検査団長の任務、権限：

a) 検査団員が検査決定に記載された内容、対象、期間を適正に実行するよう、編成、指導する；

b) 検査対象に検査内容に係る事項に関する情報、資料、電子データ、書面による報告、説明の提供を求める；

c) 証券及び証券市場に関する法令に違反する行為に係る資料、証憑、証券、電子データを遅滞なく保全、押収しなければ資料、証憑、証券、電子データが散逸、毀損されると信じる根拠がある場合には、検査団長は、資料、証憑、証券、電子データの保全、押収の決定を下すことができる。決定を下した時から 24 時間以内に、検査団長は、主任証券検査官に報告し、かつ、書面により同意を得なければならない；主任証券検査官が同意しな

い場合には、検査団長は、直ちに保全、押収を取消し、かつ、保全、押収された資料、証憑、証券、電子データを返還しなければならない；

d) 検査決定者に対して検査結果について報告し、かつ、当該報告の正確性、誠実性、客観性について責任を負う；

d) 検査調書を作成する；

e) この条第 1 項に定める任務を遂行し、権限を行使するにあたっては、検査団長は自らの決定について法令に責任を負わなければならない。

2. 検査団員の任務、権限：

a) 検査団長に割り当てられた任務を遂行する；

b) 検査対象に検査内容に関する事項に関する情報、資料、書面による報告、説明の提供を求める；検査内容に関する情報、資料を有する機関、組織、個人に当該情報、資料の提供を求める；

c) 検査内容に関する事項に関する処分を勧告する；

d) 検査団長に与えられた任務を遂行した結果を報告し、報告された内容の正確性、誠実性、客観性について法令及び検査団長に責任を負う。

第 117 条 検査結論

1. 検査結果報告書を受領した日から 15 日以内に、検査決定者は検査結論書を出す。検査結論は以下の内容を有さなければならない：

a) 政策、法令、検査内容に該当する検査対象の任務の実行の評価；

b) 検査内容に関する結論；

c) 違反の性質、重大性、原因、違反行為を行った機関、組織、個人の責任(あれば)を明確にする；

d) 権限に基づいて講じられた処分措置；処分措置の勧告。

2. 検査の過程において、検査決定者は、検査団長、検査団員に報告を求めること；検査対象に検査結論を下す上で必要な事項について明らかにするよう説明を求めることができる。

3. 検査結論は国家証券委員会委員長及び検査対象に送付される；国家証券委員会委員長が検査決定を下した場合には検査結論は財務大臣に送付される。

4. 主席証券検査官の検査結論があった日から 15 日以内に、国家証券委員会委員長は検査結論を審査する；証券及び証券市場に関する法令に違反した組織、個人を処分する；権限に基づく措置を講じる又は財務省に是正措置を講じ、機構、政策、法令を整備するよう勧告する責任を有する。

第 2 節 違反処分

第 118 条 違反処分の原則

1. 組織、個人がこの法律の規定及び証券活動及び証券市場に関係を有する法令のその他の規定に違反する行為を行ったときは、違反の性質、重大性に応じて懲戒処分、行政処罰又は刑事責任の追及を受ける；損害を惹起したときは、法令の規定により賠償しなければならない。

2. 職務、権限を濫用して証券活動及び証券市場を阻害した；証券市場に参加する組織、個人に対し嫌がらせ行為をなした、トラブルを惹起した；規定に従った組織、個人の請求を遅滞なく解決しない；法令の定めるその他の公務を実施しない者は、違反の性質、程度に応じて懲戒処分又は刑事責任の追及を受ける。

3. 行政違反の処罰は、この法律及び行政違反の処分に関する法令の規定による。

第 119 条 行政違反の処罰形式

1. この法律の規定に違反する行為をなした組織、個人は、以下のいずれかの形式の処罰を受ける：

- a) 警告；
- b) 制裁金。

2. 違反の性質、程度に応じ、違反した組織、個人は、さらに以下の付加的な処罰のいずれか又はいくつかを適用されることがある：活動の停止；証券活動及び証券市場に関する許可書、証明書、証券営業免許書の回収；違反行為により得られた全ての収益及び違反に用いられた証券の没収。

3. この条第 1 項及び第 2 項に定める処罰形式のほか、違反した組織、個人は、さらに法令の規定の厳守の強制；虚偽の情報、不実の情報の撤回、

訂正の強制; 発行した証券の回収, 投資家に対する証券の頭金又は代金の払戻の強制からなる措置を講じなければならない。

第 120 条 行政違反の処罰権限

1. 主席証券検査官は以下の権限を有する:

- a) 警告;
- b) 制裁金.

2. 国家証券委員会委員長は以下の権限を有する:

- a) 警告;
- b) 制裁金.

c) この法律第 119 条 1 項, 2 項及び 3 項に定める追加の処罰形式及び救済措置を講じる.

3. 政府は, この法律第 121 条から第 130 条の各条に定める証券活動及び証券市場におけるそれぞれの行政違反行為に対する処罰の権限及び程度を具体的に定める.

第 121 条 証券公募活動に関する規定に違反する行為の処分

1. 発行組織, 発行組織の社長又は総社長, 会計主任及びその他の関係者, 発行引受組織, 発行コンサルティング組織, 公認会計監査組織, 会計監査報告書の署名者及び証券公募登録書類を確認した組織, 個人が証券公募書類に偽造したときは, 法令の規定により警告を受け, 制裁金を課され又は刑事責任の追及を受ける; 発行組織は, 証券公募証明書を回収され, 調達した資金に普通預金金利を併せて返還しなければならない, かつ, 違法に調達した資金の 1% から 5% にあたる罰金を納付しなければならない.

2. 発行組織, 発行組織の社長又は総社長, 副社長又は副総社長, 会計主任及びその他の関係者, 発行引受組織, 発行コンサルティング組織が, 故意に虚偽の事実を開示し, 又は事実を隠蔽した, 目論見書以外の情報をマーケティングに利用した, 証券の種類, 発行の期限及び定められた最小数量に関して公募登録された内容の通りに証券を分配しない, 定められた内容及び期間にマスメディアを通じて発行を通知しないときは, 法令の規定により警告を受け, 制裁金を課され, 証券公募を停止若しくは取り消され, 又は刑事責任の追及を受ける. 発行引受組織の引き受けた証券の

総額が法令の定める比率を超過するときは、警告を受け、制裁金を課され、発行引受活動を停止させられる。

3. 証券公募を行う発行組織が証券公募証明書を有しないときは、証券公募を停止させられ、違法な収益を没収され、かつ、違法な収益の1倍から5倍の制裁金を課される。

第122条 公開会社に関する規定に違反する行為の処分

1. この法律第25条1項c号に定める会社が公開会社となった日から90日以内に公開会社書類を国家証券委員会に提出しないときは、警告を受け、又は制裁金を課され、かつ、公開会社に関する法令の規定の厳守を強制される。

2. 公開会社がコーポレート・ガバナンスに関する規定を遵守しないときは、警告を受け、かつ、コーポレート・ガバナンスに関する法令の規定の厳守を強制される。

第123条 証券上場に関する規定に違反する行為の処分

1. 上場組織、上場組織の社長又は総社長、副社長又は副総社長、会計主任及びその他の関係者、上場コンサルティング組織、公認会計監査組織、会計監査報告書の署名者、上場書類を確認した組織、個人が上場書類に偽造し、重大な誤解を惹起したときは、法令の規定により警告を受け、制裁金を課され、上場を廃止され、又は刑事責任の追及を受ける。

2. 上場組織が上場に関する時期、内容及び情報開示の手段に完全に従わないときは、警告を受け、制裁金を課され、かつ、上場に関する法令の規定の厳守を強制される。

第124条 証券市場開設行為に関する規定に違反する行為の処分

1. この法律の規定に反して組織、個人が証券市場を開設するときは、法令の規定に従い活動を停止させられ、違法な収益を没収され、かつ、違法な収益の1倍から5倍の制裁金を課され、又は刑事責任の追及を受ける。違法な収益がない場合においては、制裁金を課される。

2. 証券取引所、証券取引センター、証券取引所、証券取引センターの取締役、監査役、社長、副社長及び従業員が上場、会員、取引、監督及び情報

開示に関する規定に違反するときは、法令の規定により警告を受け、制裁金を課され又は刑事責任の追及を受ける。

第 125 条 証券事業活動及び証券営業免許書に関する規定に違反する行為の処分

1. 証券会社、ファンド管理会社、証券投資会社、ベトナムにおける外国証券会社、ファンド管理会社の支店が許可書の発給を受けず証券事業活動を行う、又は許可書を有償若しくは無償で貸与する、譲渡する；許可書に定められていない、又は許可書が失効している分野で活動する；許可書を消去、改ざんする；国家証券委員会の承認を得ずに証券及び証券市場に係る変更を行ったときは、警告を受け、制裁金を課され、違法な収益を没収され、活動を停止させられ、設立及び活動許可書、駐在事務所の活動登録証明書を回収される、。

2. 証券会社が顧客の現金資産、証券の管理に関するこの法律の規定に従わない；規定による自己資本十分性を維持しない；規定された水準を超過して投資又は出資参加を行う；顧客の注文に反する；顧客情報の秘密保護制度を実行しないときは、警告を受け、制裁金を課され、活動を停止させられ、又は設立及び活動許可書を回収される。

3. 証券会社及び会社の証券営業者が職権、任務を濫用して顧客の口座の現金、証券を貸与する；顧客の委託を受けずに顧客の口座の現金、証券を担保に供する、又は使用するときは、法令の規定により警告を受け、制裁金を課され、かつ、違法な収益を没収され、又は刑事責任の追及を受ける。

4. ファンド管理会社及び会社の証券営業者がファンドの管理を行うにあたりファンドをそれぞれ分別しない、証券投資ファンド定款を遵守せず、かつ、投資家の権利及び合法的利益を保護しない、規定に従い内部監査を行わない、証券投資ファンドの資金及び財産を他の投資ファンドへの投資又は資産の購入に充てる；ファンド管理会社に対する出資参加、株式の保有、借入又は貸付、又はその逆に関する規定に違反するときは、警告を受け、制裁金を課され、かつ、証券投資ファンドに関する法令の規定の厳守を強制される。

5. 証券営業者が同時に 2 以上の証券会社に就労する、又は出資する；ファンド管理会社の証券営業者が同時にある証券公募組織の社長又は総社長を務める、又は議決権付株券の 5%以上を保有する株主である；証券営業者が無償又は有償で証券営業免許書を貸与する；証券営業免許書を

抹消, 改ざんするときは, 制裁金を課され, かつ, 証券営業免許書を回収される。

第 126 条 証券取引に関する規定に違反する行為の処分

1. 内部者又は内部情報を有する者が証券を売買し, 当該情報を漏洩し, 又は他人に証券の売買を推奨したときは, 法令に規定により制裁金を課され, 違法な収益を没収され, 又は刑事責任の追求を受ける。

2. 法令により株券の取引を禁じられた組織, 個人が変名で, 又は他人の名義で直接又は間接に株券を保有し, 又は売買したときは, 法令の規定により違反に用いられた株券を没収され, 違法な収益を没収され, かつ, 制裁金を課される; 幹部, 公務員であるときは, 懲戒処分を受ける。

3. 組織, 個人が証券価格を操作する, 架空の証券価格を作出するために禁止行為に関する規定に違反するときは, 法令に規定により制裁金を課され, 違法な収益を没収され, 又は刑事責任の追求を受ける。

4. 証券取引所, 証券取引センター, 証券会社の業務に当たる従業員が詐欺を行う; 顧客に証券の売買を勧めるために故意に真正でない資料を提供する, 取引資料を捏造する, 偽造する, 又は廃棄するときは, 法令に規定により制裁金を課され, 証券営業免許書を回収され, 又は刑事責任の追及を受ける。

5. 組織, 個人が不実の情報を作出, 流布し, 証券市場に重大な影響を及ぼす, 又は証券取引を操作するときは, 法令に規定により制裁金を課され, 又は刑事責任の追求を受ける。

6. 公開買付を行う組織, 個人が国家証券委員会に買付登録を送付しない; 規定に従い公開買付を行わない又は買付登録から変更, 調整を行ったにもかかわらず規定に従い報告しない; 公開会社のすべての株主に公開買付条件を適用しない; 全ての株主から開示された条件により株券を購入することを拒否する; 公開買付期間に従わないときは, 制裁金を課され, かつ, 公開買付に関する法令の規定の厳守を強制される。

第 127 条 証券登録, 保管振替, 清算及び決済, 保管銀行に関する規定に違反する行為の処分

1. 証券登録, 保管振替, 清算, 決済組織及びこれらの組織の従業員がデータ確認; 証券移転の期限に関する規定に違反する; 決済における証憑

を改ざん、偽造する；証券保管制度；証券登録、保管振替、清算、決済制度；顧客の振替口座の秘密保護制度に違反する；完全に、遅滞なく証券保有者名簿を発行組織に提供しないときは、法令の規定により警告を受け、制裁金を課され、又は刑事責任の追及を受ける。

2. 保管銀行及び保管銀行の従業員が証券投資ファンド定款に反して証券投資ファンドの財産を保管する；証券投資ファンドの財産とその他の財産を分別管理しない；ある投資ファンドの財産と他の投資ファンドの財産を分別管理しないときは、制裁金を課され、証券保管振替活動登録証明書を停止又は回収される。

第 128 条 情報開示に関する規定に違反する行為の処分

発行組織、公開会社、上場組織、証券会社、ファンド管理会社及び証券投資会社が規定に従い完全に、遅滞なく、適時に、適切な手段で情報を開示しない；不実の情報を開示する、又は秘密のデータ、資料を漏らす、又はこの法律の規定に従い情報を開示しないときは、警告を受け、又は制裁金を課され、情報開示に関する法令の規定の厳守を強制される。

第 129 条 報告に関する規定に違反する行為の処分

証券取引所、証券取引センター、証券保管振替センター、公開会社、証券会社、ファンド管理会社、証券投資会社、保管銀行が規定に従った完全な内容の報告を行わない；規定された期間内に報告を行わない；規定された書式で報告を行わない；活動を休止したにもかかわらず報告を行わない、報告を行ったが国家証券委員会の承認を得ない；財務能力、事業活動、証券役務に重大な影響を及ぼし得る臨時事実が発生したときに報告を行わない、又は、遅滞なく報告を行わないときは、警告を受け、又は制裁金を課され、かつ、報告制度に関する法令の規定の厳守を強制される。

第 130 条 検査妨害行為の処分

発行組織、上場組織、証券会社、ファンド管理会社、証券投資会社、保管銀行、証券取引所、証券取引センター、証券保管振替センター、保管振替会員及び証券活動及び証券市場に関係を有するその他の組織、個人が遅延、回避又は反抗する、検査団及び検査官の求めに応じて情報、資料、電子データを完全、遅滞なく提供しない、検査活動を妨害する、検査任務を行

っている検査団員に暴力を用いる、脅迫するときは、法令の規定により警告を受け、制裁金を課され、又は刑事責任の追及を受ける。

第 10 章 紛争解決, 不服申立て, 告発 及び損害賠償

第 131 条 紛争解決

1. ベトナムにおける証券活動及び証券市場において生じた紛争は、法令の規定により、交渉、和解又は仲裁又は裁判所への解決の申立を通じて解決され得る。

2. 仲裁又は裁判所において証券活動及び証券市場において生じた紛争を解決する権限、手続は、法令の規定による。

第 132 条 損害賠償

1. この法律及びその他の関係法令の規定に違反する行為によって損害又は損失を被った組織、個人は、自ら又は損害を被った他の組織、個人とともに、損害を与えた組織、個人に賠償を請求する訴えを行うことができる。

2. 損害額又は損失額の確定、損害賠償の手続は、法令の規定の定めによる。

第 133 条 不服申立て, 告発, 訴訟提起

1. 個人は、不服申立て、告発、訴訟を提起することができる; 組織は、法令に規定に従い不服申立て、訴訟を提起することができる。証券活動及び証券市場における不服申立て、告発、訴訟及び不服申立て、告発、訴訟の解決は、この法律の規定及び関係法令のその他の規定による。

2. 不服申立、告発、訴訟が係属している間、組織、個人は、国家証券委員会の行政決定をなお実行しなければならない; 法的に有効な証券及び証券市場に関する権限を有する国家機関の不服申立、告発を解決する決定又は裁判所の決定、判決があるときは、当該決定、判決を実行する。

3. 国家証券委員会は、自らの解決権限に属する組織、個人の不服申立、告発書を受理する責任を有する；自らの解決権限に属さない不服申立て、告発を受けた場合には、解決のために遅滞なく権限を有する組織、個人に移送しなければならない。かつ、不服申立、告発人に書面にて通知しなければならない。

4. 告発を解決する期限は、書状を受理した日から 60 日である；複雑な事件については、告発を解決する期限を延長することができる。但し、書状を受理した日から 90 日を過ぎることはできない。

5. 一回目の不服申立てを解決する期限は、書状を受理した日から 30 日であり、二回目の不服申立てを解決する期限は、書状を受理した日から 45 日である；複雑な事件については、不服申立てを解決する期限を延長することができる。但し、書状を受理した日から 60 日を過ぎることはできない。

6. この条第 5 項に定める一回目の不服申立ての期限の末日から 30 日以内に不服申立てが解決されない、又は国家証券委員会委員長の一回目の不服申立てを解決する決定を受領した日から 30 日以内に不服申立人が同意しないときは、財務大臣に不服を申し立てる、又は法令の規定に従い裁判所に行政事件訴訟を提起することができる。

7. この条第 5 項に定める二回目の不服申立ての期限の末日から 30 日以内に不服申立てが解決されない、又は財務大臣の不服申立てを解決する決定を受領した日から 30 日以内に不服申立人が同意しないときは、法令の規定に従い裁判所に行政事件訴訟を提起することができる。

第 11 章 施行条項

第 134 条 この法律が施行される以前に証券及び証券市場に関する活動を行っていた組織に対する証券法の適用

1. この法律の定める要件を満たす証券公募発行登録、上場、取引登録を行った組織；設立及び活動登録を行った証券投資ファンドは、再登録手続を行わなくてよい。

2. この法律の定める要件を満たす証券事業活動、役務許可書により設立され活動していた証券会社、ファンド管理会社は、設立及び活動許可書の再発給を申請する手続を行わなくてよい。

3. この法律が施行される以前に、国家証券委員会が発給したものでない駐在事務所設立許可書により活動していた外国証券会社、ファンド管理会社の駐在事務所は、国家証券委員会に再登録の手続を行わなければならない。

4. ポートフォリオの管理業務を行っている証券会社は、この法律が施行された日から 1 年以内に設立及び活動許可書の更新手続を行わなければならない。

5. 1998 年 7 月 11 日の政府首相の 1998 年首相決定第 127 号 (127/1998/QD-TTg) により設立された証券取引センターは、この法律が施行された日から 18 か月以内にこの法律に定める証券取引所、証券取引センターに移行する手続を行わなければならない。

6. 2005 年 7 月 20 日の政府首相の 2005 年首相決定第 189 号 (189/2005/QD-TTg) により設立された証券保管振替センターは、この法律が施行された日から 18 か月以内にこの法律に定める証券保管振替センターに移行する手続を行わなければならない。

第 135 条 施行効力

この法律は 2007 年 1 月 1 日から施行される。

第 136 条* 施行の詳細及びガイダンス規定

政府はこの法律の条項の施行の詳細及びガイダンスを定め、国家管理の要請を満たすためにこの法律のその他の必要な内容を指南する。